

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

第 15 回 定時株主総会 || 招集ご通知

日時：2023年6月20日(火曜日)午前10時

場所：ヒルトン東京お台場

1階 ペガサス

東京都港区台場一丁目9番1号

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

社若色 Kakitsubata



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3099/>



三越伊勢丹ホールディングス

【株主総会のお土産に関するお知らせ】

本株主総会におけるお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード 3099)

三越伊勢丹グループ 企業理念

VISION

私たちが目指す姿

お客さまの暮らしを豊かにする、
“特別な”百貨店を中核とした
小売グループ

～日本の誇り、世界への発信力を持ち、
高感度上質消費において最も支持される～

VALUES

私たちが大切にしている思考と行動

新しさに惹かれ、美しいものに感動し、それを伝えたいと思う
人が好きで、あふれる笑顔を響かせ、まわりを明るくする
魅力あふれる個性で、斬新なアイデアを生かし、共創をもって形にする
あらゆる情報を駆使し、感性とともに考えぬき、オンリーワンをつくる
常に真摯な姿勢で、健全な方法を選択し、社会的責任を果たす
変化の先の未来を信じ、勇気をもって、挑戦と努力をしつづける

MISSION

私たちの存在意義

こころ動かす、
ひとの力で。



2023年4月に、新たな「三越伊勢丹グループ企業理念」を制定いたしました。

ごあいさつ



平素より、株主の皆さまには、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第15回定時株主総会を、2023年6月20日（火曜日）に開催いたします。2023年3月期の三越伊勢丹グループの現況、および株主総会議案についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認され3年が経過しましたが、ようやく回復の兆しが感じられる1年となりました。その中で、当社グループの中期経営計画（2022年度～2024年度）の初年度が終了し、売上高、営業利益とも当初計画を大幅に上回る結果となりました。引き続き、掲げた各戦略を着実に進めていく所存です。

株主の皆さまにおかれましては、今後も変わらぬご愛顧とご支援賜りますようお願い申し上げます。

取締役代表執行役社長 CEO
細谷 敏幸

(証券コード 3099)

2023年5月30日

(電子提供措置の開始日 2023年5月19日)

東京都新宿区新宿五丁目16番10号

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス

取締役代表執行役社長 細谷敏幸

株 主 各 位

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第15回定時株主総会を次のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第15回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.imhds.co.jp/ja/ir/stockholder/meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月19日（月曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。なお、本総会の模様につきましては、後日当社上記ウェブサイトにて配信いたします。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月20日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

- ご出席につきましては、ご自身の体調等をご勘案のうえご判断いただけますようお願い申し上げます。
- お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第15期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

~~~~~

●当日ご出席の場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●書面交付請求された株主さまへ交付している書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

①事業報告

【当社グループの現況に関する事項】

財産および損益の状況の推移

主要な事業内容

主要な営業所および事業所

従業員の状況

【会社の株式に関する事項】

【会社の新株予約権等に関する事項】

【会社役員に関する事項】

社外役員に関する事項

【会計監査人に関する事項】

【業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項】

【剰余金の配当等の決定に関する方針】

【コーポレート・ガバナンスに関する取り組み】

②連結計算書類

連結貸借対照表・連結損益計算書・連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（ご参考）

連結株主資本等変動計算書・連結注記表

③計算書類

貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表

④監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

会計監査人 監査報告書

監査委員会 監査報告書

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにご修正内容を掲載させていただきます。

●議決権行使のお取り扱いにつきましては、次ページのご案内をご参照ください。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主さまの大切な権利です。  
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきませうようお願い申し上げます。

- ①株主総会にご出席いただく場合は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
- ②議決権行使書面において、賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ③株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方は会場にご入場いただけませんので、ご注意ください（お身体の不自由な株主さまの同伴の方を除きます）。



各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

## 郵送で議決権を行使される場合

### 行使期限

2023年6月19日（月曜日）  
午後6時到着分まで



議決権行使サイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる行使方法のご案内については次頁をご参照ください。

## インターネットで議決権を行使される場合

### 行使期限

2023年6月19日（月曜日）  
午後6時まで

## 機関投資家の皆さまへ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

| 議決権行使書                                                                                                  |  | 議案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      | 取案に対する賛否 |   |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------|---|------|
| 株主名                                                                                                     |  | 議案第1号議案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 賛    | 否        | 賛 | 否    |
| 株式会社 三越伊勢丹ホールディングス 御中                                                                                   |  | 議決権の数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |          |   |      |
| 私は、2023年6月20日(火)開催の株式会社三越伊勢丹ホールディングス第15回定時株主総会(懇親会または延会の場合も含む。)における各議案の取案に対し右記(賛否を○印で表示)のとおり、議決権を行使します。 |  | 議案第2号議案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (併し) |          |   | (全取) |
| 2023年 月 日                                                                                               |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |          |   |      |
| <p>(ご注意)</p> <p>各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>株主<br/>三越伊勢丹ホールディングス</p>          |  | <p>議決権の数に100株(1単元)ごとに1票となります。</p> <p>お 願 い</p> <p>1. 当日株主総会に出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。以下のいずれかの方法により、議決権行使が完了となります。</p> <p>① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに投函すること。または、</p> <p>② スマートフォン上のログイン用QRコードを読み取り、スマートフォン上でログイン後、議決権行使書に「賛」「否」の欄に賛否を記入する。または、</p> <p>③ 電子投票システム上の投票権行使を完了する場合は、電子投票システム上で「賛」「否」の欄に賛否を記入し、ログイン用QRコードによる投票は画面の案内に従ってください。</p> <p>4. 裏面をよくお読みください。</p> <p>ログイン用QRコード</p> |      |          |   |      |
|                                                                                                         |  | 株式会社 三越伊勢丹ホールディングス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |          |   |      |

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

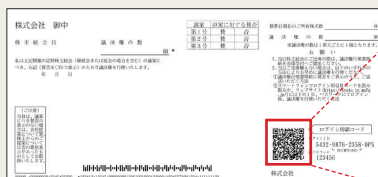
## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) より実施いただくものです。

### QRコードを読み取る方法

「ログインID」「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンにて同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ります。



議決権行使書副票(右側)



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、2023年6月19日(月曜日)の午後6時まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト(午前2時～午前5時取り扱い休止)  
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトへアクセスする。

- 2 ログインする。

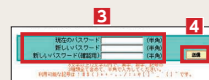
- 1 「ログインID」「仮パスワード」を入力
- 2 「ログイン」をクリック



- 3 パスワードを登録する。

- 3 「現在のパスワード」を入力の上、「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」を入力  
※パスワードはお忘れにならないよう  
ご注意ください

- 4 「送信」をクリック



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトのご利用に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

# 株主総会参考書類

## ■ 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

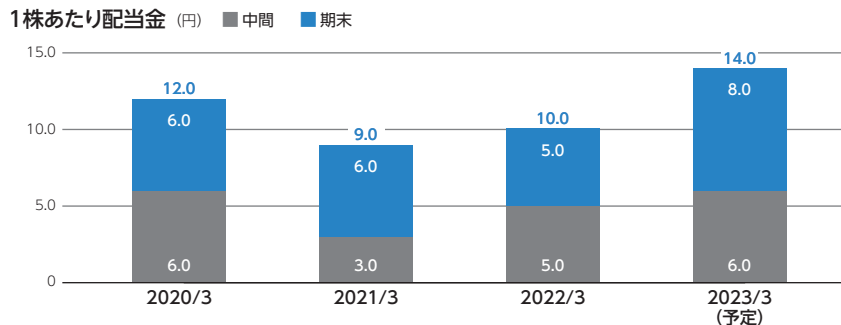
当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ、株主の皆さまへの利益還元を行っております。配当につきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準の維持、利益成長にあわせた中長期的な増配を基本方針としております。

第15期の期末配当金につきましては、2023年3月期の連結業績を踏まえ、1株につき8円とさせていただきますたく存じます。これにより、中間配当金6円を加えた年間配当金は1株につき14円となります。

#### 期末配当金に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 8円  
総額 3,055,064,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月21日

#### 配当金の推移



## 第2号議案

# 取締役9名選任の件

現任取締役10名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期が満了いたします。つきましては、取締役会における経営体制の効率化を図るため、取締役を1名減員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 取締役<br>在任年数 | 現在の当社における地位・担当               |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------------------------|
| 1     | ほそ や とし ゆき<br>細 谷 敏 幸 <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">再任</span>                                                                                                                                                                                                                                  | 2年          | 取締役代表執行役社長 CEO<br>指名委員会委員    |
| 2     | いし づか ゆ き<br>石 塚 由 紀 <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">非執行</span>                                                                                                                                                                 | 1年          | 取締役<br>監査委員会委員               |
| 3     | まき の よし のり<br>牧 野 欣 功 <span style="background-color: #ff8c00; color: white; padding: 2px;">新任</span>                                                                                                                                                                                                                                  | —           | 執行役常務 CSDO兼CFO               |
| 4     | ど い み わ こ<br>土 井 美 和 子 <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">非執行</span> <span style="background-color: #800000; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #000080; color: white; padding: 2px;">独立</span> | 4年          | 社外取締役<br>指名委員会委員<br>報酬委員会委員長 |
| 5     | ふる かわ ひで とし<br>古 川 英 俊 <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">非執行</span> <span style="background-color: #800000; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #000080; color: white; padding: 2px;">独立</span> | 3年          | 社外取締役<br>指名委員会委員<br>監査委員会委員  |
| 6     | はし もと ふく たか<br>橋 本 副 孝 <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">非執行</span> <span style="background-color: #800000; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #000080; color: white; padding: 2px;">独立</span> | 3年          | 社外取締役<br>取締役会議長              |
| 7     | あん どう とし こ<br>安 藤 知 子 <span style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">非執行</span> <span style="background-color: #800000; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #000080; color: white; padding: 2px;">独立</span>  | 1年          | 社外取締役<br>報酬委員会委員<br>監査委員会委員  |
| 8     | お ち ひとし<br>越 智 仁 <span style="background-color: #ff8c00; color: white; padding: 2px;">新任</span> <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">非執行</span> <span style="background-color: #800000; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #000080; color: white; padding: 2px;">独立</span>       | —           |                              |
| 9     | いわ もと とし お<br>岩 本 敏 男 <span style="background-color: #ff8c00; color: white; padding: 2px;">新任</span> <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">非執行</span> <span style="background-color: #800000; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #000080; color: white; padding: 2px;">独立</span>  | —           |                              |

(注記) 取締役在任年数は、本定時株主総会終結時のものです。



1

ほそ や とし ゆき  
細谷敏幸

(1964年7月1日生)

再任



所有する当社の  
株式数  
65,400株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会  
12回中12回  
指名委員会  
10回中10回

#### 略歴、地位および担当

|         |                                            |         |                                         |
|---------|--------------------------------------------|---------|-----------------------------------------|
| 1987年4月 | (株)伊勢丹入社                                   | 2018年4月 | (株)岩田屋三越代表取締役社長執行役員                     |
| 2015年4月 | (株)三越伊勢丹執行役員営業本部<br>商品統括部婦人雑貨統括部長          | 2021年4月 | 当社代表取締役社長CEO<br>(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員(現任) |
| 2016年4月 | 同執行役員営業本部商品統括部<br>婦人雑貨統括部長兼特選・宝飾<br>時計統括部長 | 2021年6月 | 当社取締役代表取締役社長CEO(現任)                     |
|         |                                            | 2021年9月 | 新光三越百貨股份有限公司董事(現任)                      |
| 2017年4月 | 当社執行役員経営戦略本部経営企画部長                         |         |                                         |

#### 重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員  
新光三越百貨股份有限公司董事

#### 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、婦人服・宝飾・時計部門や中小型店事業等の営業部門および海外出向の他、経営企画部長として当社の経営戦略の立案に従事し、また2018年には(株)岩田屋三越の社長を務め、同社の業績向上に大きく貢献する等、当社グループにおける幅広い業務経験を有しております。2021年に当社の代表取締役社長就任後も、卓越したリーダーシップを発揮し、新たな長期ビジョンと中期経営計画を策定し、グループを牽引するとともに、2022年度にはグループ企業理念を再整理する等、戦略実現に向けた取り組みを精力的に実行しております。指名委員会は、候補者が中期経営計画の実行・達成に向けてリーダーシップを発揮し、当社グループのさらなる企業価値向上に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。

2

いしづか ゆき  
石塚由紀

(1962年6月11日生)

再任

非執行



所有する当社の  
株式数

31,100 株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会※  
9回中9回

監査委員会※  
13回中13回

#### 略歴、地位および担当

|         |                                           |         |                |
|---------|-------------------------------------------|---------|----------------|
| 1985年4月 | (株)伊勢丹入社                                  | 2021年4月 | (株)仙台三越代表取締役社長 |
| 2015年4月 | (株)三越伊勢丹執行役員営業本部<br>エリア・チャンネル事業統括部伊勢丹立川店長 | 2022年4月 | 当社執行役員取締役会室付   |
| 2017年4月 | 当社執行役員<br>㈱三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ代表取締役社長     | 2022年6月 | 当社取締役 (現任)     |

#### 重要な兼職の状況

該当なし

#### 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、婦人服・リビング用品・呉服・美術等幅広い商品領域の経験を有し、2017年には当社社会社の(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ社長、2021年には(株)仙台三越社長を務め、経営戦略、事業構造改革の推進を果たした他、当該子会社のデジタル化を推進し、既存事業モデルの変革を実現するとともに、内部人材の育成支援に尽力する等、グループの発展に寄与してまいりました。2022年当社取締役就任後は、常勤の監査委員として実効性のある監査・モニタリング体制の整備に尽力し、貢献しております。

指名委員会は、非業務執行取締役として取締役会でその役割を果たしつつ、監査委員会委員長として監査を通じた経営の監督機能の強化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。

※出席回数については、取締役就任以降を対象としています。

### 3 まきのよしのり 牧野 欣功 (1966年12月2日生)

新任



所有する当社の  
株式数  
38,100株

#### 略歴、地位および担当

|         |                                                        |         |                                                |
|---------|--------------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------|
| 1990年4月 | (株)伊勢丹入社                                               | 2021年4月 | 当社執行役常務CSDO兼CHRO                               |
| 2016年4月 | (株)三越伊勢丹フードサービス (現<br>(株)エムアイフードスタイル)<br>取締役執行役員経営戦略部長 | 2021年8月 | (株)ジェイアール西日本伊勢丹取締役 (現任)<br>新光三越百貨股份有限公司董事 (現任) |
| 2019年4月 | (株)三越伊勢丹取締役執行役員総務人事部門長                                 | 2022年4月 | 当社執行役常務CSDO兼CFO (現任)                           |
| 2020年4月 | 同取締役常務執行役員総務人事グループ長                                    |         |                                                |

#### 重要な兼職の状況

(株)ジェイアール西日本伊勢丹取締役  
新光三越百貨股份有限公司董事

#### 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、人事・労務・経営企画部門における豊富な本社スタッフ経験の後、2016年より(株)三越伊勢丹フードサービス (現(株)エムアイフードスタイル)、2019年からは(株)三越伊勢丹の総務人事部門の責任者として、グループの経営戦略・人事戦略の基盤構築に貢献してまいりました。2021年より当社執行役常務CSDO兼CHRO、2022年よりCSDO兼CFOとして、当社グループの長期ビジョン策定や中期経営計画、資本政策の推進に尽力しております。

指名委員会は、候補者が有する当社グループにおける幅広く豊富な経験を活かし、当社グループの業務執行責任者を兼務する者として取締役会においてその役割を適切に果たすことで、取締役会のモニタリングの実効性を高め、当社グループの企業価値向上にさらに貢献することを期待し、新たに取締役候補者としました。

4

ど い み わ こ  
土井美和子

(1954年6月2日生)

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の  
株式数  
4,000 株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況  
取締役会  
12回中12回  
指名委員会  
10回中10回  
報酬委員会  
8回中8回

## 略歴、地位および担当

|         |                                          |         |                                                 |
|---------|------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------|
| 1979年4月 | 東京芝浦電気(株) (現(株)東芝) 入社                    | 2015年6月 | (株)野村総合研究所社外取締役                                 |
| 2005年7月 | (株)東芝 研究開発センター ヒューマンセントリックラボラトリー 技監      | 2017年4月 | 奈良先端科学技術大学院大学理事 (非常勤) (現任)                      |
| 2006年7月 | 同研究開発センター技監                              | 2019年6月 | 当社社外取締役 (現任)                                    |
| 2008年7月 | 同研究開発センター首席技監                            | 2020年4月 | 東北大学理事 (非常勤) (現任)                               |
| 2014年4月 | 独立行政法人 (現国立研究開発法人) 情報通信研究機構監事 (非常勤) (現任) | 2020年6月 | (株)S U B A R U社外取締役 (現任)<br>日本特殊陶業(株)社外取締役 (現任) |

## 重要な兼職の状況

国立研究開発法人情報通信研究機構監事 (非常勤)  
奈良先端科学技術大学院大学理事 (非常勤)  
東北大学理事 (非常勤)  
(株)S U B A R U社外取締役  
日本特殊陶業(株)社外取締役

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、(株)東芝における情報技術分野の研究者・責任者を務めるなど、IT・デジタル分野における多数の功績と、豊富な知識および経験を有しております。当社においても、取締役会にて、この分野の知見をはじめとした多様な視点に基づいた有益な助言を行うとともに、報酬委員会委員長として、当社の役員報酬制度についての審議、および個別報酬額等の決定に関わる審議につき、客観性と透明性のある議事運営に主導的役割を果たした他、指名委員会委員として、社長CEOの再任可否および後継者計画の審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等に貢献してまいりました。

候補者は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、指名委員会は、候補者が有するIT・デジタル分野における豊富な知識・経験を、当社の経営の監督に活かすとともに、報酬委員会委員長、指名委員会委員として引き続きリーダーシップを発揮することを期待し、取締役候補者となりました。

5

ふる かわ ひで とし

古川 英俊

(1955年7月16日生)

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の  
株式数  
4,000 株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会  
12回中12回  
指名委員会  
10回中10回  
監査委員会  
17回中17回

#### 略歴、地位および担当

|         |                            |          |                                |
|---------|----------------------------|----------|--------------------------------|
| 1979年4月 | (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行     | 2014年4月  | 同代表取締役兼副頭取執行役員                 |
| 2005年6月 | (株)三井住友銀行執行役員バンコック支店長      |          | グローバルコーポレートバンキング本部長            |
| 2008年4月 | 同執行役員法人部門、国際部門副責任役員        | 2015年6月  | (株)SMB C信託銀行代表取締役社長兼最高執行役員     |
| 2009年4月 | 同常務執行役員名古屋営業部担当、名古屋法人営業本部長 | 2018年6月  | 同取締役会長                         |
| 2011年4月 | 同常務執行役員投資銀行部門統括責任役員        | 2020年6月  | 当社社外取締役(現任)                    |
| 2012年4月 | 同取締役兼専務執行役員投資銀行部門統括責任役員    | 2021年6月  | (株)SMB C信託銀行特別顧問(現任)           |
| 2013年4月 | 同取締役兼専務執行役員企業金融部門統括責任役員    | 2021年11月 | 一般財団法人 神戸シティ・プロパティ・リサーチ理事長(現任) |
|         |                            | 2022年3月  | 東亜合成(株)社外取締役(現任)               |

#### 重要な兼職の状況

(株)SMB C信託銀行特別顧問  
一般財団法人神戸シティ・プロパティ・リサーチ理事長  
東亜合成(株)社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、(株)三井住友銀行において、国内・海外双方の営業現場指揮や投資銀行・企業金融業務責任者として経営に携わり、2015年には(株)SMB C信託銀行の社長兼最高執行役員としてPMIを遂行する等、企業経営に関する豊富な経験と、長年の金融機関での経験に基づく財務・会計に関する深い知識を有しております。当社においても、取締役会にて、豊富な現場感覚や、企業経営経験者としての高い見識、財務・会計に関する専門的知識に基づいた有益な助言を行うとともに、指名委員会委員として、社長CEOの再任可否および後継者計画の審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等にご貢献した他、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務遂行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。

指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験と財務・会計に関する知識を、当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、監査委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化にご貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としてしました。

6

はし もと ふく たか  
橋本副孝

(1954年7月6日生)

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の  
株式数  
4,000 株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会  
12回中12回

#### 略歴、地位および担当

|         |                                    |         |                                                  |
|---------|------------------------------------|---------|--------------------------------------------------|
| 1979年4月 | 弁護士登録、新家猛法律事務所<br>(現東京八丁堀法律事務所) 入所 | 2014年3月 | キリンホールディングス(株)社外監査役                              |
| 2000年4月 | 第二東京弁護士会副会長                        | 2015年6月 | 損害保険ジャパン日本興亜(株) (現<br>損害保険ジャパン(株)) 社外監査役<br>(現任) |
| 2006年4月 | 日本弁護士連合会常務理事                       | 2020年6月 | 当社社外取締役 (現任)                                     |
| 2008年1月 | 東京八丁堀法律事務所代表パート<br>ナー弁護士・所長 (現任)   | 2021年3月 | コクヨ(株)社外監査役 (現任)                                 |
| 2012年4月 | 第二東京弁護士会会長、日本弁護<br>士連合会副会長         |         |                                                  |

#### 重要な兼職の状況

東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長  
損害保険ジャパン(株)社外監査役  
コクヨ(株)社外監査役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、長年にわたり弁護士として第一線で活動し、2008年には東京八丁堀法律事務所の代表パートナー弁護士・所長に就任するなど、企業法務に関する高度な専門知識・経験と、国内有数の上場企業の社外監査役を務めた経験による監査に関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて、弁護士としての専門的見地に基づいた有益な助言を行うとともに、2022年6月からは取締役会議長として取締役会を適切に運営し、当社の経営の監督機能の強化に貢献してまいりました。

候補者は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、指名委員会は、候補者が有する企業法務に関する専門知識と監査に関する知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、取締役会議長兼指名委員会委員長として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者となりました。

7

あん どう とも こ  
安藤知子

(1959年7月18日生)

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の  
株式数  
900 株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況  
取締役会※  
9回中9回  
報酬委員会※  
7回中7回  
監査委員会※  
13回中13回

## 略歴、地位および担当

|          |                                          |         |                               |
|----------|------------------------------------------|---------|-------------------------------|
| 1982年4月  | 日産自動車(株)入社                               | 2008年8月 | 日本ロレアル(株)入社 人事部<br>シニアHRマネジャー |
| 1991年3月  | 日本コカ・コーラ(株)入社                            |         |                               |
| 1993年1月  | 同グローバルブランドマーケティ<br>ングブランドマネジャー           | 2011年3月 | 同副社長、人事本部長                    |
| 1996年12月 | マスターフーズリミテッド (現マ<br>ースジャパンリミテッド) 入社      | 2018年6月 | プレス工業(株)社外取締役 (現任)            |
| 2006年1月  | 同パーソナル&オーガニゼーショ<br>ンピープル・パイプラインマネジ<br>ャー | 2019年6月 | 関西ペイント(株)社外取締役 (現任)           |
|          |                                          | 2022年6月 | 当社社外取締役 (現任)                  |
|          |                                          | 2023年1月 | (株)オープン・ザ・ドア代表取締役 (現任)        |

## 重要な兼職の状況

プレス工業(株)社外取締役  
関西ペイント(株)社外取締役  
(株)オープン・ザ・ドア代表取締役

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、日・米・欧の世界有数のグローバル企業においてブランドマーケティング、営業企画、戦略人事に関する豊富な知識と経験を有するとともに、企業経営者としての高い見識、経験を有しております。当社においても、取締役会にて多様な視点に基づいた有益な助言を行うとともに、報酬委員会委員として当社の役員報酬制度についての審議および個別報酬額等の決定にかかわる審議に貢献した他、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。

指名委員会は、候補者が公正・中立の立場から当社の経営を適切に監視し、また企業経営、マーケティング、経営人材育成における専門的見地から積極的に発言することで、報酬委員会委員、監査委員会委員として当社グループの企業価値のさらなる向上に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者となりました。

※出席回数については、取締役就任以降を対象としています。

8 お ち  
越 智

ひとし  
仁 (1952年10月21日生)

新 任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の  
株式数  
0 株

略歴、地位および担当

|         |                                                          |         |                                  |
|---------|----------------------------------------------------------|---------|----------------------------------|
| 1977年4月 | 三菱化成工業(株)<br>(現三菱ケミカル(株)) 入社                             | 2015年6月 | (株)三菱ケミカルホールディングス<br>取締役 代表執行役社長 |
| 2010年6月 | (株)三菱ケミカルホールディングス<br>(現三菱ケミカルグループ(株))<br>取締役常務執行役員経営戦略室長 | 2017年4月 | 三菱ケミカル(株)取締役社長<br>(代表取締役)        |
| 2012年4月 | 三菱レイヨン(株) (現三菱ケミカル<br>(株)) 取締役社長 (代表取締役) 兼<br>社長執行役員     | 2021年4月 | (株)三菱ケミカルホールディングス 取締役            |
| 2015年4月 | (株)三菱ケミカルホールディングス<br>代表取締役 取締役社長                         | 2021年6月 | 同特別顧問                            |

重要な兼職の状況

該当なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、(株)三菱ケミカルホールディングス (現 三菱ケミカルグループ(株)) の経営に携わり、サステナビリティ経営を掲げ、同社のビジネスモデルを変革し、DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進、M&Aによる大胆な事業構造改革と事業基盤の強化に尽力されました。また、同社の機関設計を指名委員会等設置会社に変更し、透明性・客観性を確保しつつ、機動的な経営体制を構築する等、企業経営に関する豊富な経験とIT・DX、ガバナンスに関する深い知見を有しております。

指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験と、IT・DXに関する知識、およびガバナンスに関する知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、監査委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、新たに取締役候補者となりました。



9 いわもと  
岩本

とし お  
敏男 (1953年1月5日生)

新任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の  
株式数  
0株

#### 略歴、地位および担当

|         |                    |         |                        |
|---------|--------------------|---------|------------------------|
| 1976年4月 | 日本電信電話公社入社         | 2019年6月 | 日本精工(株)社外取締役           |
| 2004年6月 | (株)エヌ・ティ・ティ・データ取締役 |         | (株)IHI社外監査役(現任)        |
| 2007年6月 | 同取締役常務執行役員         | 2020年6月 | (株)大和証券グループ本社社外取締役(現任) |
| 2009年6月 | 同代表取締役副社長執行役員      | 2022年6月 | 東日本旅客鉄道(株)社外取締役(現任)    |
| 2012年6月 | 同代表取締役社長           |         |                        |
| 2018年6月 | 同相談役(現任)           |         |                        |

#### 重要な兼職の状況

(株)エヌ・ティ・ティ・データ相談役  
(株)IHI社外監査役  
(株)大和証券グループ本社社外取締役  
東日本旅客鉄道(株)社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、(株)エヌ・ティ・ティ・データの経営に長年携わり、同社のシステム開発やグローバルブランドの確立を遂行する等、企業経営に関する豊富な経験と、IT・デジタル、グローバルビジネスに関する深い知識を有するとともに、国内有数の上場企業の社外取締役を務めた経験によるガバナンスの深い知見を有しております。

指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験とIT・デジタルに関する知識、およびガバナンスに関する知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、報酬委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、新たに取締役候補者となりました。

(注記)

- 1.非業務執行取締役候補者である石塚由紀氏および社外取締役候補者である土井美和子、古川英俊、橋本副孝、安藤知子の4氏とは、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容は5氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。5氏の再任が承認された場合、当社は5氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。さらに、社外取締役候補者である越智仁氏、岩本敏男氏の選任が承認された場合、当社は新たに上記と同様の責任限定契約を両氏との間で締結する予定であります。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。越智仁氏、岩本敏男氏を除く候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれております。また、両氏については、新たに被保険者に含む予定であります。
- 3.岩本敏男氏の兼職先である㈱エヌ・ティ・ティ・データと当社子会社との間には取引がありますが、過去3年間ににおける当社との取引額は当該各事業年度における両者の連結売上高のいずれも1%未満であります。
- 4.当社は、土井美和子、古川英俊、橋本副孝、安藤知子の4氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。また4氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。さらに、越智仁氏、岩本敏男氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。

=ご参考=

### 独立社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めており、以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定しております。

- ①当社グループの業務執行者
- ②当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人
- ③当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者
- ④当社グループの主要な借入先の業務執行者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家など
- ⑥当社の発行済株式総数の5%以上の株式を保有している株主またはその業務執行者
- ⑦過去3年間において上記①から⑤に該当していた者
- ⑧上記①から⑤の配偶者または二親等以内の親族

※なお、②③の「主要な取引先」とは「当社と当該取引先の連結ベースの年間取引額が、過去3年間において一度でも両者いずれかの連結ベースの年間総取引額の1%を超える取引があった取引先」を、④の「主要な借入先」とは「当社グループの借入金残高が、事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える借入先」を、⑤の「一定額」とは「過去3年間のいずれかの年度において1千万円以上」を意味します。

=ご参考=

### スキルマトリクス・所属を予定する委員会

当社では、取締役会が幅広い視点と適正規模を両立できるよう取締役候補者を選定しております。取締役会として必要な経営・執行のモニタリング、および、会社の経営の基本方針や内部統制システム等重要事項の決定に必要な経験とスキルに加えて、当社の目指す姿、経営計画実現に向けて欠かせない専門性や事業に関わる見識を、「経験」「専門性」「知見・ノウハウ」に分類し、スキルを特定しております。

○=知識・経験・能力を有する分野

●=社外取締役が知識・経験・能力において貢献、期待される分野 ☆=委員長

| 候補者氏名  |    | 指名委員会          | 報酬委員会 | 監査委員会 | 企業経営 | 流通・マーケティング | グローバル | DX・ITセキュリティ | ファイナンス・会計 | 法務・リスクガバナンス | 人事・人材マネジメント |
|--------|----|----------------|-------|-------|------|------------|-------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| 細谷 敏幸  | 再任 |                |       |       | ○    | ○          | ○     |             |           |             |             |
| 石塚 由紀  | 再任 | 非執行            |       | ☆     |      |            |       | ○           |           | ○           | ○           |
| 牧野 欣功  | 新任 |                |       |       | ○    |            |       | ○           | ○         |             |             |
| 土井 美和子 | 再任 | 社外・非執行<br>独立役員 | ✓     | ☆     | ●    |            |       | ●           |           |             | ●           |
| 古川 英俊  | 再任 | 社外・非執行<br>独立役員 | ✓     |       | ✓    | ●          |       | ●           | ●         |             |             |
| 橋本 副孝  | 再任 | 社外・非執行<br>独立役員 | ☆     |       | ●    |            |       |             |           | ●           | ●           |
| 安藤 知子  | 再任 | 社外・非執行<br>独立役員 |       | ✓     | ✓    | ●          | ●     |             |           |             | ●           |
| 越智 仁   | 新任 | 社外・非執行<br>独立役員 | ✓     |       | ✓    | ●          | ●     | ●           |           |             |             |
| 岩本 敏男  | 新任 | 社外・非執行<br>独立役員 | ✓     | ✓     | ●    |            | ●     | ●           |           |             |             |
| 委員会委員数 |    | 社内             | 0     | 0     | 1    |            |       |             |           |             |             |
|        |    | 社外             | 5     | 3     | 3    |            |       |             |           |             |             |
|        |    | 合計             | 5     | 3     | 4    |            |       |             |           |             |             |

※橋本副孝氏をご承認いただいた場合、本定時株主総会終結後の取締役会において同氏を取締役会議長に選定する予定です。

※上記は各氏の経験等を踏まえて、特に活躍を期待できる領域・分野を示しており、有するすべての知見を表すものではありません。

以上

# 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

#### 業績ハイライト

|      |                         |                         |                       |
|------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 売上高  | 4,874億円<br>前期比 116.5% ↗ | 営業利益                    | 296億円<br>前期比 498.4% ↗ |
| 経常利益 | 300億円<br>前期比 315.3% ↗   | 親会社株主に<br>帰属する<br>当期純利益 | 323億円<br>前期比 262.4% ↗ |

【ご参考】 総額売上高 10,884億円 (前期比119.3%)

#### 当社グループを取り巻く環境

当連結会計年度における世界経済は、2019年末より約3年間続いた新型コロナウイルス感染症の影響がようやく緩和に向かい、国を越えた行き来が活発化する一方、ウクライナ情勢・ロシアの紛争の長期化、世界的な資源や物価の高騰による世界的インフレや急激な円安ドル高、欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念等、不透明感の中で経過しました。

我が国経済の状況は、コロナ禍による社会経済活動への制約が徐々に解消され正常化が進みつつある中、抑制されてきた消費は対面型サービスを中心に個人消費の持ち直しがみられました。2022年10月の海外からの水際対策緩和や円安の効果でインバウンド需要もコロナ前の水準に戻りつつあります。しかし、物価の上昇等による家計への影響もあり、消費者マインドに弱めの動きもみられており、消費動向は一進一退の中で進んできました。

#### 連結業績の概要

上記環境の中で、当社は、目指す姿「お客さまの暮らしを豊かにする“特別な”百貨店を中核とした小売グループ」の実現に向けて、中期経営計画（2022年度～2024年度）に沿って第一フェーズである「百貨店の再生」における重要戦略を徹底的に実行してまいりました。中期経営計画の初年度において「百貨店の再生」の確度を高めることに注力し、次期「展開（まち化準備）」フェーズを仕込み始める1年と位置づけ、各施策を着実に進めてまいりました。

コロナからの持ち直しによる一部旺盛な消費ニーズにお応えするため、顧客の識別化推進により、一人一人の「個客」に対して接点や事業機会を増やし、繋がりをグループ全体で意識することで、一人当たりの利用の拡大を図ってまいりました。また、科学的視点を取り入れ、経費や要員などをコントロールするための基準や規律を策定した手引書（百貨店の科学）により固定費削減に努め、損益分岐点売上高を引き下げたことにより一層の効率化を図りました。

上記の取り組みを進めた結果、百貨店業がけん引し、当連結会計年度におきましては、売上高は4,874億円、営業利益は296億円、経常利益は300億円、親会社株主に帰属する当期純利益は323億円となりました。

※「ご参考」として記載した「総額売上高」につきましては、「収益認識に関する会計基準」等の適用前の数値です。

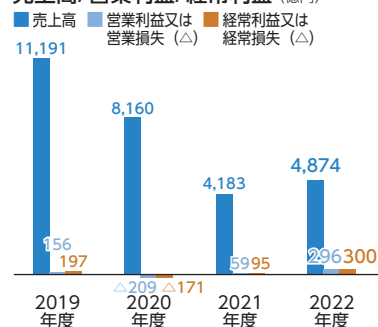
## (2) 財産および損益の状況の推移

### 当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

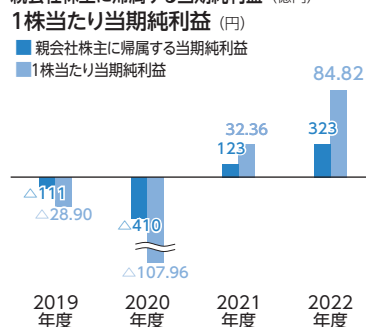
| 項目                                       | 期     | 第12期                        | 第13期                        | 第14期                        | 第15期                                     |
|------------------------------------------|-------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------------|
|                                          |       | 【2019年度】<br>2019年4月～2020年3月 | 【2020年度】<br>2020年4月～2021年3月 | 【2021年度】<br>2021年4月～2022年3月 | 【2022年度】<br>2022年4月～2023年3月<br><当連結会計年度> |
| 売上高                                      | (百万円) | 1,119,191                   | 816,009                     | 418,338                     | 487,407                                  |
| 営業利益又は<br>営業損失 (△)                       | (百万円) | 15,679                      | △20,976                     | 5,940                       | 29,606                                   |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△)                       | (百万円) | 19,771                      | △17,171                     | 9,520                       | 30,017                                   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) | (百万円) | △11,187                     | △41,078                     | 12,338                      | 32,377                                   |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△)           | (円)   | △28.90                      | △107.96                     | 32.36                       | 84.82                                    |
| 総資産                                      | (百万円) | 1,223,800                   | 1,198,303                   | 1,168,574                   | 1,217,308                                |
| 純資産                                      | (百万円) | 550,161                     | 508,275                     | 517,660                     | 552,519                                  |
| 1株当たり純資産                                 | (円)   | 1,426.61                    | 1,317.23                    | 1,341.41                    | 1,430.07                                 |
| 自己資本比率                                   | (%)   | 44.32                       | 41.89                       | 43.80                       | 44.86                                    |

- (注記) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しております。
2. 第14期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第13期以前については新たな表示方法による組替えを行っておりません。

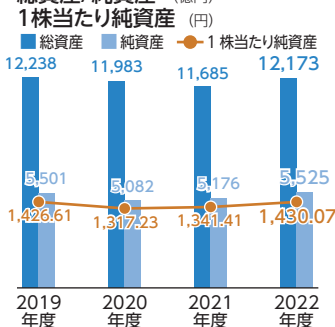
売上高/営業利益/経常利益 (億円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)

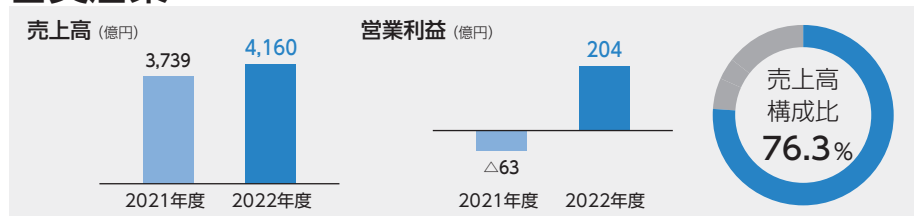


総資産/純資産 (億円)



### (3) 事業別の概況

## 百貨店業



国内百貨店においては、行動制限の解除により外出機会が増えたことで、入店客数、買上客数が大幅に回復し、インバウンドを除く売上高については2018年度の水準を上回りました。特に、ラグジュアリーブランド、宝飾・時計等の高額品が好調な首都圏店舗に加えて、地方においても大都市圏の一部店舗では復調傾向で推移いたしました。

カード会員化、アプリ会員化により顔の見えるお客さまを増やし、顧客の識別化を一層進めたことや、全国の外商優良顧客向けに当社グループならではの特別なイベントやおもてなしを行うことにより、識別顧客による取り扱いが大きく伸長いたしました。伊勢丹新宿本店の「丹青会」、三越日本橋本店の「逸品会」では、2023年2月開催時において売上高が過去最高となりました。特に、伊勢丹新宿本店については、クリスマスや年末年始、人気催事などのイベントも大変な賑わいとなったほか、個人外商の大幅伸長などにより、売上高が過去最高を更新いたしました。

一方、大都市圏の一部を除く地域店舗においては、消費の回復が遅れています。また、インバウンド利用につきましては、2022年10月の水際対策緩和に伴い復調しているものの、コロナ前と比べて5割強の回復に留まって推移しました。

海外につきましては、成都伊勢丹百貨有限公司が賃貸借契約終了に伴い、2022年12月に閉店しております。海外計では増収増益となり、引き続き、国・地域ごとの状況に合わせた“選択と転換”を進めるとともに、商業運営ノウハウを活かした新たな取り組みの拡大を目指します。



## ■国内百貨店業の売上高

| 会社別・店別          | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | 前年比 (%) |       |
|-----------------|----------|---------|---------|-------|
| (株)三越伊勢丹        | 三越日本橋本店  | 138,414 | 22.7    | 120.9 |
|                 | 三越銀座店    | 77,304  | 12.6    | 136.7 |
|                 | 伊勢丹新宿本店  | 327,627 | 53.6    | 129.2 |
|                 | 伊勢丹立川店   | 30,280  | 5.0     | 110.4 |
|                 | 伊勢丹浦和店   | 37,452  | 6.1     | 106.9 |
| 合計              | 611,079  | 100.0   | 125.4   |       |
| (株)札幌丸井三越       | 54,896   | —       | 117.9   |       |
| (株)函館丸井今井       | 6,036    | —       | 103.7   |       |
| (株)仙台三越         | 27,038   | —       | 105.9   |       |
| (株)新潟三越伊勢丹      | 35,609   | —       | 103.5   |       |
| (株)静岡伊勢丹        | 16,163   | —       | 104.7   |       |
| (株)名古屋三越        | 57,652   | —       | 103.7   |       |
| (株)広島三越         | 11,380   | —       | 102.3   |       |
| (株)高松三越         | 21,641   | —       | 105.4   |       |
| (株)松山三越         | 5,203    | —       | 103.9   |       |
| (株)岩田屋三越        | 109,636  | —       | 114.2   |       |
| (株)ジェイアール西日本伊勢丹 | 62,268   | —       | 126.4   |       |

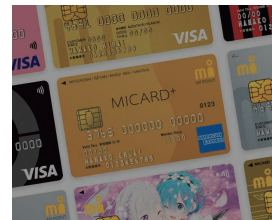
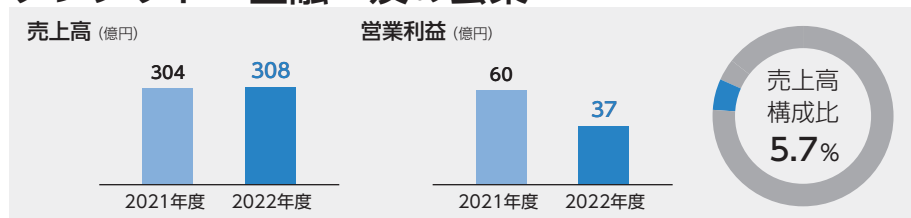
- (注記) 1. 会社別・店別売上高の金額は、「収益認識に関する会計基準」等を適用する前の総額売上高で記載しております。  
 2. (株)ジェイアール西日本伊勢丹は当社の持分法適用関連会社であります。

## ■(株)三越伊勢丹の商品別売上高

| 商品別    | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | 前年比 (%) |
|--------|----------|---------|---------|
| 衣料品    | 194,891  | 31.9    | 128.9   |
| 身のまわり品 | 86,108   | 14.1    | 137.1   |
| 雑貨     | 156,879  | 25.7    | 132.0   |
| 家庭用品   | 18,532   | 3.0     | 112.1   |
| 食料品    | 127,092  | 20.8    | 109.2   |
| その他    | 27,576   | 4.5     | 129.5   |
| 合計     | 611,079  | 100.0   | 125.4   |

(注記) 商品別売上高の金額は、「収益認識に関する会計基準」等を適用する前の総額売上高で記載しております。

## クレジット・金融・友の会業

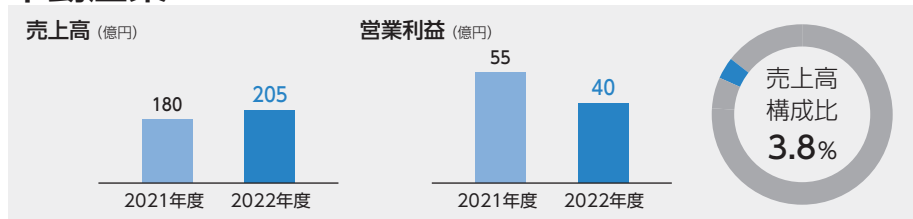


クレジット・金融・友の会業は、株式会社エムアイカードが、回復傾向の強い旅行や飲食領域等でのクレジットカード利用が伸長したことにより、百貨店外での取扱高はコロナ前水準を上回り、過去最高となりました。一方で、グループ内取引の減収等により、減益となりました。

引き続き、グループ間で連携した新規会員獲得による顧客基盤の拡大に加え、クレジットカード利用額の向上、経費コントロールの強化により、収益が創出しやすい収支構造への転換を進めてまいります。



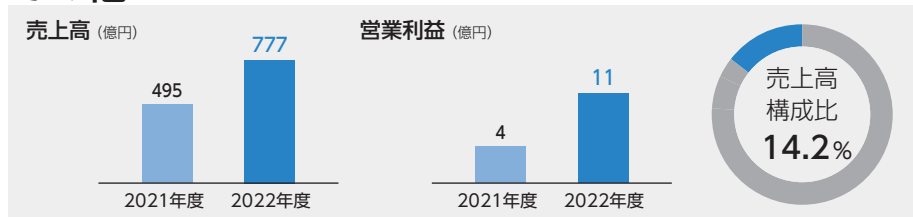
## 不動産業



不動産業は、社会・経済活動の正常化に伴い、株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインが、コロナ禍で工事延期となっていた外部クライアント案件の完工増加や新規受注を拡大しました。また、グループのリソースを最大限活用し収益を拡大させる連邦戦略により、グループ百貨店リモデル案件の受注が大幅に拡大し、前年に対し増収増益となりました。

一方、保有物件におけるテナント誘致が計画から遅延したことにより、賃料収入が減収となりました。

## その他



物流業の株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポートでは、グループ内物流において、百貨店の売上回復に伴う商品等の取扱荷量の増加から館内物流業務が大きく伸長いたしました。グループ外物流については、物流展示会等への積極的な参加やグループ「連邦」戦略を通じて顧客接点の拡大を最重要課題に掲げ、新規受託領域の拡大に努めてまいりました。その結果、事業計画は堅調に推移し、営業利益は計画値を上回りました。

旅行業の株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベルでは、本格的に募集型企画旅行を再開した海外旅行がコロナ前の売上の6割程度まで回復いたしました。国内旅行についても、行動制限やマスク着用ルールの緩和、全国旅行支援策などを受け、グループ百貨店の外商顧客を中心に堅調に推移いたしました。

広告代理業の株式会社スタジオアルタは、広告需要の回復にともない主力の屋外広告事業が堅調に推移しました。また、事業構造改革を推進した結果、大幅に固定費を削減しました。その結果、3年ぶりに営業黒字に転換し、前年に対して増収増益となりました。



(単位：百万円)

|                        | 報告セグメント   |                       |         |           | その他<br>(注記) 1 | 合計        | 調整額<br>(注記) 2 | 連結計算書類<br>計上額<br>(注記) 3 |
|------------------------|-----------|-----------------------|---------|-----------|---------------|-----------|---------------|-------------------------|
|                        | 百貨店業      | クレジット・<br>金融・<br>友の会業 | 不動産業    | 計         |               |           |               |                         |
| 売上高                    |           |                       |         |           |               |           |               |                         |
| 外部顧客への売上高              | 413,346   | 18,115                | 17,608  | 449,070   | 38,337        | 487,407   | －             | 487,407                 |
| セグメント間の内部売上高<br>又は振替高  | 2,674     | 12,708                | 2,909   | 18,291    | 39,391        | 57,683    | △57,683       | －                       |
| 計                      | 416,020   | 30,823                | 20,518  | 467,362   | 77,728        | 545,090   | △57,683       | 487,407                 |
| セグメント利益                | 20,432    | 3,791                 | 4,014   | 28,238    | 1,136         | 29,375    | 231           | 29,606                  |
| セグメント資産                | 1,019,900 | 200,441               | 117,419 | 1,337,760 | 52,335        | 1,390,096 | △172,788      | 1,217,308               |
| その他の項目                 |           |                       |         |           |               |           |               |                         |
| 減価償却費                  | 18,011    | 1,451                 | 524     | 19,987    | 5,157         | 25,145    | △155          | 24,989                  |
| 減損損失 (注記) 4            | 4,616     | －                     | －       | 4,616     | 386           | 5,002     | －             | 5,002                   |
| 持分法適用会社への投資額           | 91,817    | －                     | －       | 91,817    | －             | 91,817    | －             | 91,817                  |
| 有形固定資産及び<br>無形固定資産の増加額 | 14,361    | 2,515                 | 218     | 17,095    | 3,287         | 20,383    | △75           | 20,307                  |

(注記) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額231百万円は、セグメント間取引消去、未実現利益等であります。

(2)セグメント資産の調整額△172,788百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3)減価償却費の調整額△155百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△75百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、33百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

#### (4) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額の総額は203億円となりました。その主なものは、株式会社三越伊勢丹における設備投資で121億円です。

#### (5) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

#### (6) 他の会社の株式その他の持分の取得または処分の状況

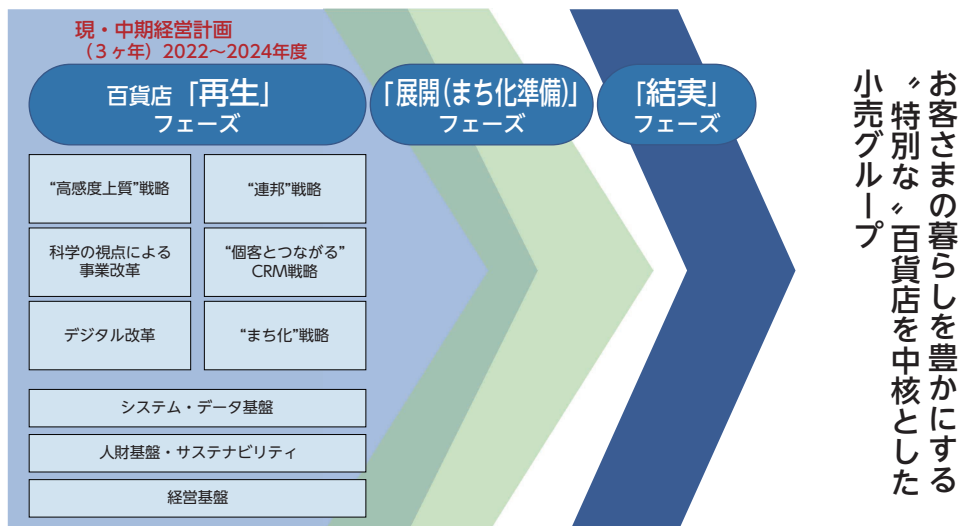
当社は、2022年6月10日付で持分法適用会社である株式会社エムアイフードスタイル（以下、「IMFS」）の株式（発行済株式数の66.0%）の再取得等により、IMFSを完全子会社化することといたしました。

#### (7) 対処すべき課題

2023年5月8日に新型コロナウイルスの感染上の分類が5類に移行し、訪日外国人によるインバウンド需要は回復し拡大に向かうことが予測されますが、世界的なインフレ加速、金利上昇、さらなる円安進行等による国内家計の節約志向の高まり、新たな変異株による感染拡大や行動制限の再導入の懸念など、不透明さははらんでいきます。

そのような環境下の中、当社は全従業員を巻き込み、グループ企業理念の再整理をいたしました。私たちの強みでもある多様な人財の力を活用し「こころ動かす、ひとの力で。」をミッションとし、「お客さまの暮らしを豊かにする、“特別な”百貨店を中核とした小売グループ」を目指し、当社ならではの高付加価値を提供することでその実現に向けて取り組んでまいります。

コロナ禍にスタートした中期経営計画は、2022年度より第1フェーズである「再生」フェーズの中で、百貨店を中心に科学的なデータに基づきサービスや商品展開を見直すことで適正化し、また、収支構造改革を進めたことで百貨店の「再生」が前倒しで進展しました。今後、早期に三越と伊勢丹統合以降最高益の達成を果たしてまいります。



## 中期経営計画（2022～2024年度） 主要戦略

### ①高感度上質戦略

伊勢丹新宿本店、三越日本橋本店の両本店を憧れと共感の象徴へと進化させるべく、新宿本店はファッション、日本橋本店は伝統・文化・芸術・暮らしに注力し、その強みを外商セールスとバイヤー、店頭アテンダントが連携した新セールスネットワークにより、支店やグループ店舗に拡大展開いたしました。また、グループの力を集結し、従来百貨店ではお取り扱いのない商品やサービスの拡充により、顧客の幅広いご要望にお応えできる基盤が整備されました。今後は、あらゆる商品・サービスを提案できる体制を整備し、顧客ウォレットシェアを高めるとともに、アライアンスや、店頭、既存外商顧客からの紹介による外商顧客基盤の拡大を進めてまいります。

### ②個客とつながるCRM戦略

きめ細かなサービスや商品提供を行い、あらゆる要望にお応えできるよう、顔の見えるつながる個客の拡大を進めております。つながる個客の数、および、利用額向上に向けた施策を推進し、識別顧客数、識別顧客売上高ともに大幅に伸長しています。特に三越伊勢丹アプリ会員拡大を強化することで、識別化が大きく進展いたしました。引き続き、エムアイカード会員、三越伊勢丹アプリ会員の新規獲得による顧客基盤の拡大と、利用促進による収益拡大を進めてまいります。

### ③連邦戦略

百貨店業を中心に顧客や拠点を通じて、グループの力、リソースを最大化させる「連邦戦略」の取り組みでは、国内百貨店のリモデル施工、広告・訴求業務の内製化や、グループコンテンツを外部企業に向けて販売するBtoB外販を推進したほか、提携カードの発行など、アライアンスの取り組み等に着手しています。今後は、グループ企業のスキルやノウハウを組み合わせることで提供価値の向上を図り、新たな事業機会の創出を、今後の「まち化」につなげてまいります。

### ④まち化（CRE\*）戦略

当社保有の優良不動産の有効活用を目指す「まち化」に向けて、多くのお客さまに三越伊勢丹グループをご利用いただけるように、百貨店を核に、ホテル、レジデンス、オフィスなどの複合用途での開発により、全国の保有不動産のバリューアップを図ってまいります。百貨店を中核に複合用途を展開し、より多くの顧客を呼び込み、百貨店由来の「提供価値」を様々な「複合用途」の掛け合わせによるユニークな顧客体験を実現させます。

\*CRE：コーポレート・リアル・エステート

### ⑤科学の視点による事業改革

グループ全社において科学的視点より固定費と変動費のコントロールに徹底して取り組んでおります。特に、国内百貨店事業では損益分岐点売上高が引き下がったことにより、売上回復局面において利益が拡大しやすい収益構造への転換が進んだことで、大幅な業績回復に寄与いたしました。今後も、策定した「百貨店の科学」の手引書に基づき、グループ百貨店全社で経費コントロールを継続進化させ収益性の強化を進め、百貨店以外の各社においても類する抜本的な構造改革を図ってまいります。

「再生」フェーズにおいて、百貨店を中心に事業モデル改革を進めビジネスモデル転換を図り、その資源を最大限活用し、次の「展開（まち化準備）」フェーズを前倒しすることで、グループの力を集結させ、不動産事業や金融事業の拡大、収益化を図っていく計画です。

また、「結実」フェーズでは、目指す姿を実現し、お客さまの一人一人の暮らしを豊かにする小売グループであり続けられるよう取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

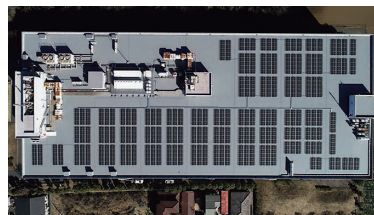
### 三越伊勢丹グループのサステナビリティ

当社は、長期に目指す姿の実現に向け、3つの重点取り組み（マテリアリティ）として、「人と時代をつなぐ」「持続可能な社会・時代をつなぐ」「従業員満足度の向上」を定め、サステナビリティ活動に取り組んでいます。2022年度におきましては、以下の取り組みを推進してまいりました。

- ①脱炭素社会の実現を見据えた省エネ・創エネ・再エネの推進などの環境課題への取り組み
- ②お取引先との対話を通し、責任ある調達の実現といった社会課題の解決に向けた取り組み
- ③従業員一人ひとりが力を最大限に発揮できるよう社内の対話活動を継続的に推進し、本人の希望に基づくキャリアチャレンジのための仕組み、自律的な学びを支援する育成体系の構築や環境の充実といった、人財への投資

2023年3月には、国連が提唱する「国連グローバル・コンパクト（United Nations Global Compact 以下「UNGC」）」の理念に賛同し、署名いたしました。引き続き、UNGCが提唱する人権・労働・環境・腐敗防止の4分野に関する10原則を順守し、環境・サプライチェーンなどの重要課題に対してワーキンググループを組成し、継続的に実践してまいります。

また、サステナビリティ活動のグループ全体への拡大、責任ある調達を実践するためのお取引先との協働、人財基盤の強化（専門人材の育成や戦略的な出向政策）、事業活動を通じた社会課題の解決への貢献と、豊かな未来と持続可能な社会を実現するための活動を引き続き進めてまいります。



2023年1月より、三越伊勢丹物流センター（所沢）の屋上を利用し、「創エネ」を開始いたしました。これにより、年間約240トンの温室効果ガスの削減を見込んでおります。

## (8) 重要な子会社等の状況 (2023年3月31日現在)

### ①子会社の状況

| 会社名                 | 資本金             | 当社の出資比率 (%) | 本店所在地              | 事業内容          |
|---------------------|-----------------|-------------|--------------------|---------------|
| (株)三越伊勢丹            | 10,000百万円       | 100.0       | 東京都新宿区             | 百貨店業<br>不動産業  |
| (株)札幌丸井三越           | 100百万円          | 100.0       | 北海道札幌市中央区          | 百貨店業          |
| (株)函館丸井今井           | 50百万円           | 100.0       | 北海道函館市             | 百貨店業          |
| (株)仙台三越             | 50百万円           | 100.0       | 宮城県仙台市青葉区          | 百貨店業          |
| (株)新潟三越伊勢丹          | 100百万円          | 100.0       | 新潟県新潟市中央区          | 百貨店業          |
| (株)静岡伊勢丹            | 100百万円          | 100.0       | 静岡県静岡市葵区           | 百貨店業          |
| (株)名古屋三越            | 50百万円           | 100.0       | 愛知県名古屋市中区          | 百貨店業          |
| (株)広島三越             | 50百万円           | 100.0       | 広島県広島市中区           | 百貨店業          |
| (株)高松三越             | 50百万円           | 100.0       | 香川県高松市             | 百貨店業          |
| (株)松山三越             | 50百万円           | 100.0       | 愛媛県松山市             | 百貨店業          |
| (株)岩田屋三越            | 100百万円          | 100.0       | 福岡県福岡市中央区          | 百貨店業          |
| 伊勢丹(中国)投資有限公司       | 82,121千米ドル      | 100.0       | 中国 上海市             | 百貨店業          |
| 上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司      | 5,000千米ドル       | 80.0        | 中国 上海市             | 百貨店業          |
| 天津伊勢丹有限公司           | 2,100千米ドル       | 100.0       | 中国 天津市             | 百貨店業          |
| 天津滨海新区伊勢丹百貨有限公司     | 12,000千米ドル      | 100.0       | 中国 天津市             | 百貨店業          |
| イセタン(シンガポール) Ltd.   | 91,710千シンガポールドル | 52.7        | シンガポール             | 百貨店業          |
| イセタンオブジャパンSdn. Bhd. | 20,000千マレーシアリング | 100.0       | マレーシア<br>クアラルンプール市 | 百貨店業          |
| 米国三越 INC.           | 25,000千米ドル      | 100.0       | アメリカ フロリダ州         | 百貨店業          |
| (株)エムアイカード          | 1,100百万円        | 100.0       | 東京都中央区             | クレジット・<br>金融業 |

(注記) 1. 当社の出資比率は、(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越および(株)エムアイカードは直接、その他は間接保有であります。

2. 成都伊勢丹百貨有限公司は、2022年12月をもって営業を終了し、清算手続きを進めております。

### ②持分法適用関連会社の状況

| 会社名                 | 資本金          | 当社の出資比率 (%) | 本店所在地     | 事業内容 |
|---------------------|--------------|-------------|-----------|------|
| (株)ジェイアール西日本伊勢丹     | 100百万円       | 40.0        | 京都府京都市下京区 | 百貨店業 |
| (株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ | 50百万円        | 33.4        | 東京都中央区    | 不動産業 |
| 新光三越百貨股份有限公司        | 12,459百万台湾ドル | 43.4        | 台湾 台北市    | 百貨店業 |
| 仁恒伊勢丹商業有限公司         | 400百万元       | 49.0        | 中国 天津市    | 百貨店業 |

(注記) 1. 当社の出資比率は、(株)ジェイアール西日本伊勢丹は直接、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズおよび仁恒伊勢丹商業有限公司は間接、新光三越百貨股份有限公司は直接および間接保有であります。

2. (株)エムアイフードスタイルは、株式の追加取得により、連結の範囲に含め、持分法適用の範囲から除外しております。

### ③特定完全子会社の状況

| 名称       | 住所               | 帳簿価額の合計額   | 当社の総資産額    |
|----------|------------------|------------|------------|
| (株)三越伊勢丹 | 東京都新宿区新宿三丁目14番1号 | 431,756百万円 | 744,285百万円 |

#### (9) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当企業集団は、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、不動産業およびその他の4事業を行っております。

#### (10) 主要な営業所および事業所 (2023年3月31日現在)

##### ①百貨店業<国内>

| 名称              | 所在地                  |                             |
|-----------------|----------------------|-----------------------------|
| (株)三越伊勢丹        | 三越日本橋本店              | 東京都中央区日本橋室町一丁目4番1号          |
|                 | 三越銀座店                | 東京都中央区銀座四丁目6番16号            |
|                 | 伊勢丹新宿本店              | 東京都新宿区新宿三丁目14番1号            |
|                 | 伊勢丹立川店               | 東京都立川市曙町二丁目5番1号             |
|                 | 伊勢丹浦和店               | 埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目15番1号       |
| (株)札幌丸井三越       | 丸井今井札幌本店             | 北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地        |
|                 | 札幌三越店                | 北海道札幌市中央区南一条西三丁目8番地         |
| (株)函館丸井今井       | 北海道函館市本町32番15号       |                             |
| (株)仙台三越         | 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号 |                             |
| (株)新潟三越伊勢丹      | 新潟県新潟市中央区八千代一丁目6番1号  |                             |
| (株)静岡伊勢丹        | 静岡県静岡市葵区呉服町一丁目7番地    |                             |
| (株)名古屋三越        | 栄店                   | 愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号           |
|                 | 星ヶ丘店                 | 愛知県名古屋市中区千種区星ヶ丘元町14番14号     |
| (株)広島三越         | 広島県広島市中区胡町5番1号       |                             |
| (株)高松三越         | 香川県高松市内町7番1号         |                             |
| (株)松山三越         | 愛媛県松山市一番町三丁目1番地1     |                             |
| (株)岩田屋三越        | 岩田屋本店                | 福岡県福岡市中央区天神二丁目5番35号         |
|                 | 岩田屋久留米店              | 福岡県久留米市天神町一丁目1番地            |
|                 | 福岡三越店                | 福岡県福岡市中央区天神二丁目1番1号          |
| (株)ジェイアール西日本伊勢丹 | ジェイアール京都伊勢丹          | 京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地 |

## <海外>

| 名称                   | 所在地             |
|----------------------|-----------------|
| 上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司       | 中国 上海市          |
| 天津伊勢丹有限公司            | 中国 天津市          |
| 天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司      | 中国 天津市          |
| イセタン (シンガポール) Ltd.   | シンガポール          |
| イセタンオブジャパン Sdn. Bhd. | マレーシア クアラルンプール市 |
| 米国三越 INC.            | アメリカ フロリダ州      |
| 新光三越百貨股份有限公司         | 台湾 台北市          |
| 仁恒伊勢丹商業有限公司          | 中国 天津市          |

## ②クレジット・金融・友の会業

| 名称         | 所在地              |
|------------|------------------|
| (株)エムアイカード | 東京都中央区晴海一丁目8番12号 |
| (株)エムアイ友の会 | 東京都中央区晴海一丁目8番12号 |

## ③不動産業

| 名称                 | 所在地               |
|--------------------|-------------------|
| (株)三越伊勢丹           | 東京都新宿区新宿三丁目14番1号  |
| (株)三越伊勢丹プロパティ・デザイン | 東京都新宿区西新宿三丁目2番5号  |
| (株)伊勢丹会館           | 東京都新宿区新宿三丁目15番17号 |

(注記) 当連結会計年度において、(株)伊勢丹会館は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

## (11) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

### 当社および子会社からなる企業集団の従業員の状況

|               | 従業員数 (名) | 前期末比較増減 |
|---------------|----------|---------|
| 百貨店業          | 7,526    | 332名減   |
| クレジット・金融・友の会業 | 613      | 15名増    |
| 不動産業          | 270      | 5名増     |
| その他           | 1,336    | 366名増   |
| 合計            | 9,745    | 54名増    |

(注記) 1. 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

2. その他の増加は、当連結会計年度において、株式の追加取得により(株)エムアイフードスタイルを連結の範囲に含めたこと等によるものであります。

(12) 主要な借入先および借入額 (2023年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の主要な借入先

| 借入先名         | 借入額 (百万円) |
|--------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 16,120    |
| 株式会社三井住友銀行   | 16,120    |
| 日本政策投資銀行     | 11,000    |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 7,500     |
| シンジケートローン    | 35,000    |

(注記) 借入額には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。



## 2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

当事業年度末 396,931,154株 (前期末比較増 194,500株)  
(注記) うち自己株式数は、15,048,154株であります。

### (3) 株主数

当事業年度末 297,396名 (前期末比較増 6,335名)

### (4) 大株主

| 株主名                                             | 持株数 (株)    | 持株比率 (%) |
|-------------------------------------------------|------------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                        | 66,217,700 | 17.34    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                             | 30,314,700 | 7.94     |
| 公益財団法人三越厚生事業団                                   | 13,067,832 | 3.42     |
| 三越伊勢丹グループ取引先持株会                                 | 8,333,178  | 2.18     |
| 清水建設株式会社                                        | 6,200,000  | 1.62     |
| 明治安田生命保険相互会社                                    | 5,697,279  | 1.49     |
| RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT | 5,021,859  | 1.32     |
| 三越伊勢丹グループ従業員持株会                                 | 4,588,586  | 1.20     |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234   | 4,089,600  | 1.07     |
| 大樹生命保険株式会社                                      | 3,806,300  | 1.00     |

(注記) 持株比率は自己株式 (15,048,154株) を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況

取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

|                       | 株式数 (株) | 交付対象者数 (名) |
|-----------------------|---------|------------|
| 取締役 (社外取締役を除き、執行役を含む) | 27,000  | 4          |
| 取締役 (社外取締役)           | 5,400   | 6          |
| 取締役ではない執行役            | 11,800  | 2          |

(注記) 上記株式は、当社の株式報酬制度に基づき交付されたものです。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項 (2023年3月31日現在)

当事業年度末日において当社取締役および執行役が保有している新株予約権等の状況

|                | 名 称          | 個数(個) | 保有者数(名) |
|----------------|--------------|-------|---------|
| 取締役<br>(社外を除く) | 第 18 回 新株予約権 | 117   | 1       |
|                | 第 19 回 新株予約権 | 95    | 1       |
|                | 第 20 回 新株予約権 | 108   | 1       |
|                | 第 21 回 新株予約権 | 136   | 2       |
|                | 第 23 回 新株予約権 | 113   | 2       |
|                | 第 25 回 新株予約権 | 107   | 2       |
|                | 第 27 回 新株予約権 | 72    | 1       |
|                | 第 29 回 新株予約権 | 324   | 3       |
|                | 第 31 回 新株予約権 | 243   | 2       |
|                | 第 33 回 新株予約権 | 340   | 2       |
| 取締役 (社外)       | 該当ありません。     |       |         |
| 執行役            | 該当ありません。     |       |         |

上記の新株予約権の内容の概要は以下のとおりであります。

### 第18回新株予約権（2012年2月17日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,496個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 149,600株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり84,500円（1株あたり845円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2013年3月1日から2028年2月17日
- ・新株予約権の主な行使条件  
当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

### 第19回新株予約権（2013年2月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 2,053個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 205,300株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり88,500円（1株あたり885円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2014年3月1日から2029年2月15日
- ・新株予約権の主な行使条件  
当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

## 第20回新株予約権（2013年2月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,540個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 154,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり88,500円（1株あたり885円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2014年3月1日から2029年2月15日
- ・新株予約権の主な行使条件  
当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

## 第21回新株予約権（2014年2月14日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,800個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 180,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり114,600円（1株あたり1,146円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2015年3月1日から2030年2月14日
- ・新株予約権の主な行使条件  
当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

### 第23回新株予約権（2015年2月17日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,514個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 151,400株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり169,000円（1株あたり1,690円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2016年3月1日から2031年2月17日
- ・新株予約権の主な行使条件  
当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

### 第25回新株予約権（2016年2月16日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,307個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 130,700株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり126,600円（1株あたり1,266円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2017年3月1日から2032年2月16日
- ・新株予約権の主な行使条件  
当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

## 第27回新株予約権（2017年2月14日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,962個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 196,200株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり133,600円（1株あたり1,336円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2018年3月1日から2033年2月14日
- ・新株予約権の主な行使条件  
当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

## 第29回新株予約権（2017年10月13日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,683個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 168,300株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり121,400円（1株あたり1,214円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2018年11月1日から2033年10月13日
- ・新株予約権の主な行使条件  
当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

### 第31回新株予約権（2018年7月3日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,045個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 104,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり130,200円（1株あたり1,302円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2019年8月1日から2034年7月3日
- ・新株予約権の主な行使条件  
当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

### 第33回新株予約権（2019年7月2日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,233個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 123,300株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり85,400円（1株あたり854円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2020年8月1日から2035年7月2日
- ・新株予約権の主な行使条件  
当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

## 4 会社役員に関する事項 (2023年3月31日現在)

### (1) 取締役および執行役の氏名等

#### ① 取締役

| 地位                | 氏名      | 担当                  | 重要な兼職の状況                                                                                            |
|-------------------|---------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(会長)       | 赤 松 憲   | 監査委員会委員長            | 新光三越百貨股份有限公司董事                                                                                      |
| 取締役<br>(代表執行役社長)  | 細 谷 敏 幸 | 指名委員会委員             | (株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員<br>新光三越百貨股份有限公司董事                                                               |
| 取締役<br>(代表執行役副社長) | 竹 内 徹   |                     | (株)三越伊勢丹副社長執行役員                                                                                     |
| 取締役               | 石 塚 由 紀 | 監査委員会委員             |                                                                                                     |
| 取締役(社外)           | 飯 島 彰 己 | 指名委員会委員長<br>報酬委員会委員 | 三井物産(株)顧問<br>(株)リコー社外取締役<br>ソフトバンクグループ(株)社外取締役<br>日本銀行参与<br>武田薬品工業(株)社外取締役                          |
| 取締役(社外)           | 土 井 美和子 | 報酬委員会委員長<br>指名委員会委員 | 国立研究開発法人情報通信研究機構監事(非常勤)<br>奈良先端科学技術大学院大学理事(非常勤)<br>東北大学理事(非常勤)<br>(株)SUBARU 社外取締役<br>日本特殊陶業(株)社外取締役 |
| 取締役(社外)           | 小山田 隆   | 指名委員会委員<br>監査委員会委員  | (株)三菱UFJ銀行特別顧問<br>三菱総研DCS(株)社外取締役<br>三菱電機(株)社外取締役<br>協和キリン(株)社外取締役<br>公益財団法人日本国際問題研究所副会長            |
| 取締役(社外)           | 古 川 英 俊 | 指名委員会委員<br>監査委員会委員  | (株)SMB C信託銀行特別顧問<br>一般財団法人神戸シティ・プロパティ・リサーチ理事長<br>東亜合成(株)社外取締役                                       |
| 取締役(社外)           | 橋 本 副 孝 | 取締役会議長              | 東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長<br>損害保険ジャパン(株)社外監査役<br>コクヨ(株)社外監査役                                          |
| 取締役(社外)           | 安 藤 知 子 | 報酬委員会委員<br>監査委員会委員  | プレス工業(株)社外取締役<br>関西ペイント(株)社外取締役<br>(株)オープン・ザ・ドア代表取締役                                                |



## ②執行役

| 地位       | 氏名     | 担当               | 重要な兼職の状況                              |
|----------|--------|------------------|---------------------------------------|
| 代表執行役社長  | 細谷 敏 幸 | CEO              | (株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員<br>新光三越百貨股份有限公司董事 |
| 代表執行役副社長 | 竹内 徹   | CMO              | (株)三越伊勢丹副社長執行役員                       |
| 執行役常務    | 牧野 欣 功 | CSDO兼<br>CFO     | (株)ジェイアール西日本伊勢丹取締役<br>新光三越百貨股份有限公司董事  |
| 執行役常務    | 田口 裕 基 | CAO兼CRO兼<br>CHRO |                                       |

(注記)

1. 取締役のうち、細谷敏幸、竹内徹の両氏は、執行役を兼務しております。
2. 当社は、社外取締役である飯島彰己、土井美和子、小山田隆、古川英俊、橋本副孝、安藤知子の6氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。
3. 監査委員会委員の小山田隆氏は、金融機関における長年の経験および経営者としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 監査委員会委員の古川英俊氏は、金融機関における長年の経験および経営者としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 非業務執行取締役の赤松憲氏は、常勤の監査委員会委員であります。当社は、監査の実効性を高めるために、常勤の監査委員会委員を選定することとしております。
6. 非業務執行取締役の石塚由紀氏は、常勤の監査委員会委員であります。当社は、監査の実効性を高めるために、常勤の監査委員会委員を選定することとしております。
7. 当社は、2023年4月1日付で、下記のとおり執行役の選任を行っております。

代表執行役社長 細谷 敏幸 (CEO)

執行役常務 牧野 欣功 (CSDO兼CFO)

※CSDO:チーフ・ストラテジー&デジタル・オフィサー

執行役常務 金原 章 (CAO兼CRO兼CHRO)

※CAO:チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー

※CRO:チーフ・リスク・オフィサー

※CHRO:チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー

執行役常務 山下 卓也 (CMO) ※CMO:チーフ・マーチャンダイジング・オフィサー

8. 各社外取締役およびその重要な兼職先と当社との間に、社外取締役としての職務を遂行する上で、問題となる特別な関係はありません。社外取締役の所属する団体と当社との間には以下の取引がありますが、いずれも社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
  - ①社外取締役の飯島彰己氏の兼職先である三井物産(株)と当社子会社との間に商品等の販売に関する取引がありますが、過去3年間ににおける当社との取引額は、当該事業年度における両者の連結売上高のいずれも1%未満であります。
  - ②社外取締役の小山田隆氏の兼職先である(株)三菱UFJ銀行は、当社発行済株式総数の0.94%を所有する株主であります。また、当社および当社グループとの間に借入金等の取引関係がありますが、その借入額は当社の直近の事業年度における連結総資産の3%未満であります。
  - ③社外取締役の橋本副孝氏の兼職先である損害保険ジャパン(株)との間に取引関係がありますが、保険契約に関する一般的な内容であり、一般株主との利益相反になるような特別な関係はありません。

## (2) 当事業年度中の取締役の異動

当社は、当事業年度中の2022年6月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役の異動がありました。

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ①新任 <2022年6月27日付> | ②退任 <2022年6月27日付> |
| 取締役 石塚 由紀         | 取締役 (社外) 久保山 路子   |
| 取締役 (社外) 安藤 知子    |                   |

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役の赤松憲、石塚由紀の両氏、および社外取締役の飯島彰己、土井美和子、小山田隆、古川英俊、橋本副孝、安藤知子の6氏と、当社定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容は8氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は(株)三越伊勢丹ホールディングス、(株)三越伊勢丹の取締役、執行役、監査役および執行役員であり、当該保険契約により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。なお、すべての被保険者の保険料を当社が負担しております。また、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による悪意または重大な過失がある場合の賠償金等については、填補の対象外としています。

## (5) 取締役および執行役の報酬等の額

| 役員区分      | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |                  |                  |
|-----------|-----------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
|           |                       |                 | (固定報酬)<br>基本報酬   | (業績連動報酬<br>等) 賞与 | (非金銭報酬等)<br>株式報酬 |
| 取締役       | 11                    | 170             | 159              | -                | 11               |
| (うち社外取締役) | (7)                   | (86)            | (81)             | (-)              | (5)              |
| 執行役       | 4                     | 249             | 156              | 58               | 35               |
| 計         | 15                    | 420             | 315              | 58               | 46               |

(注記)

- 上記の取締役の報酬等には2022年6月27日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名への支給額を含めております。
- 取締役を兼務する執行役については、取締役としての支給分と執行役としての支給分とに分けて記載しており、員数については取締役と執行役の員数に重複して記載しております。
- 執行役への賞与は、業績に連動する算定方法を導入しており、その評価指標には従来より当社における全社目標として定着している営業利益額を使用しております。上記賞与額は、2022年4月から2023年3月を対象期間とし、2023年7月に支給する予定の未払賞与額を記載しております。
- 当社は譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。非金銭報酬等には、この譲渡制限付株式に係る費用のうち、2023年3月期中に費用計上した額を記載しております。また、当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況につきましては、「会社の株式に関する事項」に記載しております。

## (6) 取締役および執行役（以下、「執行役等」）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

### ◆役員報酬に関する基本原則

- 当社は執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針として「役員報酬に関する基本原則」を定めており、その内容の概要は以下のとおりです。以下の4点を基本原則とすることで健全な企業家精神の発揮に資するインセンティブ付けをしております。

- ①株主と役員の間での利害一致の促進
- ②業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大
- ③（目標達成時における）産業界全般における比較において遜色の無い水準の提供
- ④評価方法や報酬決定方法の客観性・透明性の確保

- 上記「役員報酬に関する基本原則」に基づき、社外取締役のみで構成される法定の報酬委員会において、報酬に関する方針の決定や個別報酬額を審議し、決定しております。同委員会においては、役員報酬制度が当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしてより一層機能するよう検討を継続しております。

### ◆報酬構成

（執行役） ※取締役兼務を含む

|             |                                      |                        |
|-------------|--------------------------------------|------------------------|
| 基本報酬 × 12ヶ月 | 賞与<br>基本報酬<br>× 5ヶ月分<br>(支給率1.00の場合) | 株式報酬<br>基本報酬<br>× 3ヶ月分 |
|-------------|--------------------------------------|------------------------|

（非業務執行取締役） ※社外取締役を含む

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 基本報酬 × 12ヶ月 | ← 株式報酬<br>基本報酬 × 1ヶ月分 |
|-------------|-----------------------|

### ◆基本報酬

- 執行役等の基本報酬は、報酬委員会にて審議された報酬テーブルに基づき、毎月定額で支払われます。
- 基本報酬は、毎期、外部のコンサルティング会社の職務分析・評価の手法を参考に作成した個人別報酬額案の妥当性を報酬委員会にて審議し、決定しております。

#### ◆賞与（業績連動報酬）

・執行役においては、報酬原則を反映し、目標達成を強く動機づけるために、下記の業績連動型賞与体系を導入しております。

##### 【1】賞与支給額算出式

執行役：基準賞与額（月額基本報酬（5ヶ月）× 全社業績支給率）

##### 【2】全社業績支給率

当社として目指すべき営業利益目標額を達成した場合の支給率を1.00（100%）とし、達成度に応じて支給率は下限0.00（0%）～上限なしで比例配分となるように設計しております。

（全社業績目標／実績）

|           | 第12期<br>(2020年3月期) | 第13期<br>(2021年3月期) | 第14期<br>(2022年3月期) | 第15期<br>(2023年3月期) |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 連結営業利益目標額 | 300億円              | —                  | 30億円               | 140億円              |
| 連結営業利益実績額 | 156億円              | △209億円             | 59億円               | 296億円              |

#### ◆株式報酬（非金銭報酬）

・株主価値の向上に対する意識を高めることを目的として、一定期間の譲渡制限を付した自社株を付与し、株主と役員の間利害一致を図る「譲渡制限付株式報酬制度」を導入しております。

（譲渡制限付株式報酬制度）

|         |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 金銭報酬債権額 | 執行役（取締役兼務者含む）： 月額基本報酬×3ヶ月分<br>非業務執行取締役： 月額基本報酬×1ヶ月分 |
| 割当株数の算出 | 個別金銭報酬債権 ÷ 基準株価※1（100株未満切り捨て）                       |
| 譲渡制限期間  | 30年間※2                                              |

※1 割当決議日の前取引日（当該日に株価が付かない場合はその前取引日）の東京証券取引所における当社株式の終値

※2 任期満了もしくは当社取締役会が正当と認める理由による譲渡制限期間中に退任の場合は譲渡制限を解除

◆当事業年度に係る執行役等の個人別報酬等の内容が「役員報酬に関する基本原則」に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

- ・報酬委員会においては個人別報酬等の内容について
  - (1) 基本報酬については、役位・職務に応じた個人ごとの金銭報酬として算出されていること
  - (2) 賞与については、目指すべき全社業績目標と結果に連動した金銭報酬であること
  - (3) 株式報酬については、株主と利害の一致するインセンティブ報酬であることを委員会の審議の中で確認しており、これにより報酬委員会は、当事業年度に係る執行役等の個人別報酬等の内容が「役員報酬に関する基本原則」に沿うものであると判断しております。
- ・また報酬水準については、上記の基本原則「③産業界全般における比較において遜色の無い水準の提供」を踏まえ、ベンチマーク対象を産業界全般（プライム市場上場企業）と設定のうえ、数多くの上場企業が参加する報酬サーベイに每期参画し、年間報酬総額の水準が目指すべき全社業績目標額達成時に平均相当となるよう報酬委員会にて検証しております。

## (7) 社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動

| 区分  | 氏名    | 取締役会等への出席状況                                           | 発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 飯島 彰己 | 取締役会<br>12回／12回<br>指名委員会<br>10回／10回<br>報酬委員会<br>8回／8回 | <p>同氏は、企業経営に関する豊富な経験と、ガバナンスに関する深い知見によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等の審議、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の決定にあたり、委員長として客観性と透明性のある議事運営に努めております。</p> <p>さらに報酬委員会では、取締役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社社員の個別報酬額等の決定を行っております。</p> |
| 取締役 | 土井美和子 | 取締役会<br>12回／12回<br>指名委員会<br>10回／10回<br>報酬委員会<br>8回／8回 | <p>同氏は、デジタル・IT分野における豊富な知識・経験によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等を審議し、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定しております。</p> <p>さらに報酬委員会では、取締役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社社員の個別報酬額等の決定にあたり、委員長として客観性と透明性のある議事運営に努めております。</p>         |

| 区分  | 氏名    | 取締役会等への出席状況                                             | 発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 小山田 隆 | 取締役会<br>12回／12回<br>指名委員会<br>10回／10回<br>監査委員会<br>17回／17回 | 同氏は、企業経営に関する豊富な経験と、財務・会計に関する知識、およびガバナンスに関する知見によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。<br>また、指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等を審議し、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定しております。<br>さらに監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っております。 |
| 取締役 | 古川 英俊 | 取締役会<br>12回／12回<br>指名委員会<br>10回／10回<br>監査委員会<br>17回／17回 | 同氏は、企業経営に関する豊富な経験と、財務・会計に関する知識によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。<br>また、指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等を審議し、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定しております。<br>さらに監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っております。                |
| 取締役 | 橋本 副孝 | 取締役会<br>12回／12回                                         | 同氏は、企業法務に代表される弁護士としての専門的見地と、監査に関する深い知見によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。また、取締役会議長として経営のモニタリング強化にリーダーシップを発揮しております。                                                                                                                          |
| 取締役 | 安藤 知子 | 取締役会<br>9回／9回<br>報酬委員会<br>7回／7回<br>監査委員会<br>13回／13回     | 同氏は、マーケティング分野における豊富な知識と経験によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では当該視点に基づき、議案審議について必要な発言を適宜行っております。<br>また、報酬委員会では取締役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社従業員の個別報酬等の決定を行っております。<br>さらに監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っております。                                       |

(注記) ※安藤知子氏は、2022年6月27日の第14回定時株主総会において取締役に就任したため、就任後の取締役会等への出席状況を記載しています。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| ①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額          | 115百万円 |
| ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 230百万円 |

- (注記) 1. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第4項の同意をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）Ltd.およびイセタンオブジャパン Sdn. Bhd.は当社の会計監査人以外の監査法人に計算関係書類の法定監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項および第6項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が会計監査人を解任いたします。



## 6 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### 内部統制システム構築の基本方針

株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「当社」という。）は、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備し、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図ってまいります。

#### 1. コンプライアンス体制

「当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法第416条1項1号ホ、会社法施行規則第112条2項4号）

- (1)取締役会を「取締役会規程」に則り定例開催し、取締役会において法令上取締役会に付議しなければならない事項（以下「法定の付議事項」という。）を中心に決議するとともに執行役の業務執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。
- (2)総務統括部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3)取締役会の意思決定および監督の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち過半数を社外取締役とする。
- (4)内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5)当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

#### 2. リスクマネジメント体制

「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第112条2項2号）

- (1)事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2)リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3)リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
- (4)内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5)反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。



### 3. 財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」（金融商品取引法第24条の4の4）

- (1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行うとともに、当該リスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (3) 真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。
- (4) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (5) モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (6) 財務報告に係る内部統制に関するIT（情報インフラ）に対し、情報漏洩や不正アクセスの防止等を含めた適切な対応を行う。

### 4. 情報保存管理体制

「当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」（会社法施行規則第112条2項1号）

- (1) 執行役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。
  - ① 株主総会議事録
  - ② 取締役会議事録
  - ③ 執行役会議事録
  - ④ 計算書類
  - ⑤ 官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
  - ⑥ その他取締役会が決定する書類
- (2) 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役、執行役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

### 5. 効率的職務執行体制

「当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第112条2項3号）

- (1) 執行役の業務執行の分掌や指揮命令関係は取締役会で決定する。
- (2) 取締役会は法定の付議事項を中心に決議し、その他の重要案件の意思決定は執行役に権限委譲する。執行役を中心メンバーとする執行役員にてそれら重要案件を審議のうえ決議・決定する。
- (3) 執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。

- (4)チーフオフィサー制を採用し、代表執行役社長から重要な担当領域を委任されたチーフオフィサーは、複数の部門にまたがる当社グループ全体の課題に関する統括業務の推進を行う。
- (5)業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

## 6. グループ会社管理体制

「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則第112条2項5号）

当社は、以下のとおりグループ各社の、業務の適正を確保するための体制を整備するものとする。

### 1. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」（会社法施行規則第112条2項5号イ）

経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。

### 2. 「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第112条2項5号ロ）

- (1)当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメント部門として、当社に独立した専門部署を設置する。当該部署は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを推進する。
- (2)当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社代表執行役社長を議長とし、議長が指名する構成員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント推進会議を設置する。

### 3. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第112条2項5号ハ）

- (1)当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取り締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。
- (2)当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、「グループ意思決定手続規程」に基づき当社執行役会または取締役会の承認決議を受ける。

4. 「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」(会社法施行規則第112条2項5号二)

- (1)内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (2)コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (3)当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

#### 7. 監査委員会スタッフに関する事項

「当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項、および当該取締役および使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項」(会社法施行規則第112条1項1号、2号、3号)

- (1)監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、スタッフ(以下「監査委員会スタッフ」という。)を配置する。監査委員会はそのスタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2)監査委員会スタッフは、監査委員会が求める事項の報告を行い、その報告のために必要な情報収集の権限を有する。
- (3)監査委員会スタッフは、業務執行組織から独立し、専属として監査委員会の指揮命令に従いその職務を行う。当該スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査委員会の同意を必要とする。
- (4)当社グループ全体の監査体制強化のため、監査委員会スタッフを非常勤監査役として各グループ会社に派遣する。

#### 8. 監査委員会への報告に関する体制

1. 「当社の取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」(会社法施行規則第112条1項4号イ)

「当社の子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制」(会社法施行規則第112条1項4号ロ)

- (1)取締役、執行役および使用人が監査委員会の求めに応じてまたは事案発生時に遅滞なく監査委員会に報告すべき事項を取締役会が定める「監査委員会規程」に定め、取締役、執行役および使用人は必要な報告を行うものとする。なお、監査委員会は前記に拘らず、必要に応じていつでも取締役、執行役、使用人に対して報告を求めることができる。
- (2)子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査委員会に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、報告することができる。

(3)当社グループ全体を対象とする内部通報制度である「三越伊勢丹グループホットライン」の適切な運用を維持し、その運用状況、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告することとする。

2.「1の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」(会社法施行規則第112条1項5号)

監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

## 9. 監査費用の処理方針

「当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」(会社法施行規則第112条1項6号)

監査委員がその職務の執行について、会社法第404条第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

## 10. 監査委員会監査の実効性確保に関する体制

「その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」(会社法施行規則第112条1項7号)

- (1)監査委員会は情報収集、情報共有および課題認識の共有のため、代表執行役、取締役会議長、監査委員以外の取締役、および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (2)監査委員会が選定する監査委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席することができる。
- (3)内部監査部門は、グループ全体を対象とする内部監査計画、監査結果および監査の状況を監査委員会に報告するほか、情報交換等の連携を図る。なお、監査委員会は、執行役の職務の執行に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合等、その必要が認められる場合には、内部監査部門に対して調査を求め、具体的な指示をすることができる。また、内部監査部門の長の人事および懲戒には監査委員会の同意を必要とする。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における同体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### 1. コンプライアンス体制

- (1)取締役会規程に則り、2022年度は取締役会を12回開催し、会社法に定める取締役会の専決事項ならびに定款、取締役会規程、およびグループ意思決定手続規程に定める事項を中心に審議・決議・業務執行・報告を実施いたしました。
- (2)総務統括部に内部統制やコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制、法令遵守、社会倫理観の維持向上と全体統制を図っております。
- (3)グループ各社の経営層を対象とした「コンプライアンス推進部会」を開催し、最新の法令知識・行政動向等の理解促進と実務の連動を図っております。実務者に必要な基礎知識や事故事例は「三越伊勢丹コンプライアンス委員会」を通して共有し、各事業会社内において教育・啓蒙が出来るよう仕組み化しております。
- (4)内部監査部門として、執行役社長直轄の独立した組織としての「内部監査室」を設置し「内部監査規程」に基づいた監査年度計画を策定のうえ監査活動を実施し、重要な監査結果等について、執行役社長ならびに取締役会・監査委員会に随時報告を実施しています。
- (5)グループ全体の内部通報窓口「三越伊勢丹グループホットライン」では、社内・社外に通報窓口を設置し、通報受付・調査・是正措置を行う体制を整えております。2022年6月の改正公益通報者保護法の施行に伴い「グループホットライン規程」の改定を行うとともにグループ全従業員を対象とする教育を実施いたしました。

### 2. リスクマネジメント体制

- (1)執行役社長を議長とする「コンプライアンス・リスクマネジメント推進会議」にて、リスクマネジメント体制・取り組み方針を周知徹底し、重点リスクについて、所管する4つの部会（リスク対策部会・コンプライアンス推進部会・サイバーリスク対策プロジェクト・コロナ対策本部会議）を通じて、実効性のある未然防止対策を講じています。
- (2)グループ全体のリスクを網羅的に整理した「リスク一覧」を用い、個々のリスクへの対応状況を月次で評価し、対策の進捗を確認するフローを確立し環境変化等にも適時対応できる仕組みを導入しています。
- (3)グループBCP（\*）の改定により、幅広いリスク（地震・水害・パンデミック等）への対応力の強化を図っております。

\*BCP:事業継続計画（Business Continuity Plan）

### 3. 財務報告に係る内部統制体制

- (1)適正な財務報告の実現のため、法令および社内諸規程に基づき、財務報告に係る内部統制に関する情報インフラの整備・不正アクセスへの技術的対策など、信頼性を確保する体制を整備・運用しております。
- (2)加えて、四半期ごとに責任者同士（会計監査人・財務経理統括部長）での体制や実施状況の情報交換を行っております。

- (3)内部監査室は金融商品取引法による内部統制報告制度（J-SOX）として、金融庁企業会計審議会による実施基準等に基づき、財務報告に係る内部統制について評価を実施しております。
- (4)不正アクセス等の外的脅威対策として、不正検知・駆除の技術的対策を行っています。情報漏洩等の内的脅威対策として、PCのログを収集して追跡調査が可能な状態を保っています。

#### 4. 情報保存管理体制

- (1)法令および「文書管理規程」に基づき、各所管部門において株主総会・取締役会・執行役員等の決議機関の議事録などの重要文書について、適切に記録・保管・管理を行っております。
- (2)情報管理に係る重要規程類をA規程と定め、取締役会や執行役員などで議論の上整理し、グループポータルにおいて開示することで全関係者へ周知徹底を図っています。

#### 5. 効率的職務執行体制

- (1)取締役会で選任・選定された執行役は、取締役会で定められた職務の分掌や指揮命令関係に基づき、業務執行の決定と執行を行っています。執行役としての分掌範囲は定めつつ、「グループ意思決定手続規程」に基づき、執行役員会で重要事項を合議による決議、または審議のうえ執行役社長が決定しています。
- (2)各執行役は、担当業務の執行状況を定期的に取り締役に報告を行っております。

#### 6. グループ会社管理体制

- (1)「グループ会社管理規程」を整備し、親会社である当社とグループ会社が連携してグループ経営を行うことを目的に、当社がグループ会社を管理、支援する方針について定めております。
- (2)「グループ意思決定手続規程」において当社の子会社の意思決定の範囲を明確化することにより各子会社の取締役等が効率的に職務を遂行できる体制を整備しています。また、グループ会社に非常勤取締役や非常勤監査役を派遣し、経営状況の把握や業務の適正性の確認および重要な意思決定に関わっております。

#### 7. 監査委員会スタッフに関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として、取締役会室内に監査委員会運営部を設置し、専任のスタッフを配置しております。また、監査委員会運営部から国内グループ各社に非常勤監査役を派遣し、グループ監査体制の強化を図っております。

#### 8. 監査委員会への報告に関する体制

- (1)執行役、内部監査部門等の使用人は、「監査委員会規程」の定めおよび監査委員会の求めに応じてその職務執行の状況、財務および経理の状況、グループ全体の内部統制システムの状況について、定期的または適宜に監査委員会に報告しております。また、監査委員会はグループ各社の監査役から各社の状況について報告を受けております。
- (2)当社は、「三越伊勢丹グループホットライン」の運用状況、通報内容および調査結果等を、定期的に監査委員会に報告しております。

## 9. 監査費用の処理方針

「監査委員会規程」および「監査委員会監査基準」において、監査委員は、その職務の執行について、必要な費用等について請求することができる旨を定め、当社はこれに従い、費用の支払い等を行っております。

## 10. 監査委員会監査の実効性確保に関する体制

- (1) 監査委員会は、代表執行役およびその他の各執行役と意見交換を行っております。また、取締役会議長および監査委員以外の社外取締役全員との会合を通じて、情報共有・意見交換を行っております。
- (2) 重要な意思決定の過程および執行役等の職務の執行状況を把握するため、常勤監査委員を中心に執行役会等の社内の重要な会議に出席しております。
- (3) 監査委員会は、監査の実効性向上のため、内部監査部門および会計監査人と、監査計画、監査結果および監査の状況について定期的に情報交換・意見交換を行う等の適切な連携を図っております。



## 7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆さまへの利益還元を行っております。

経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準の維持、利益成長にあわせた中長期的な増配に加え、自己株式取得を組み合わせたトータルな還元を、総還元性向50%の水準を意識して行ってまいります。

資本効率向上に向けた自己株式取得につきましては、業績動向や成長投資の機会その他の要因を考慮し、その金額や時期を含め、機動的に決定してまいります。

### 【ご参考】政策保有株式に関する方針

#### ①当社の政策保有株式の方針

当社グループは、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合を除き、原則として政策保有株式を取得・保有しないことを基本方針としております。既に保有する政策保有株式については、毎年取締役会において、保有目的、取引状況、配当収益など、定量面と定性面から総合的に継続保有の合理性を検証しておりますが、政策保有株式縮減に向けて、市場環境や保有銘柄の状況等を勘案しつつ段階的に売却を進めてまいります。

#### ②政策保有株式に係る議決権の行使基準

政策保有株式の議決権の行使については、当該企業の持続的な企業価値の向上につながるか否か、また当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、各議案について適切に議決権を行使してまいります。

#### ③政策保有株主から売却の意向が示された場合の対応方針

当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなど、売却等を妨げる行為は行いません。



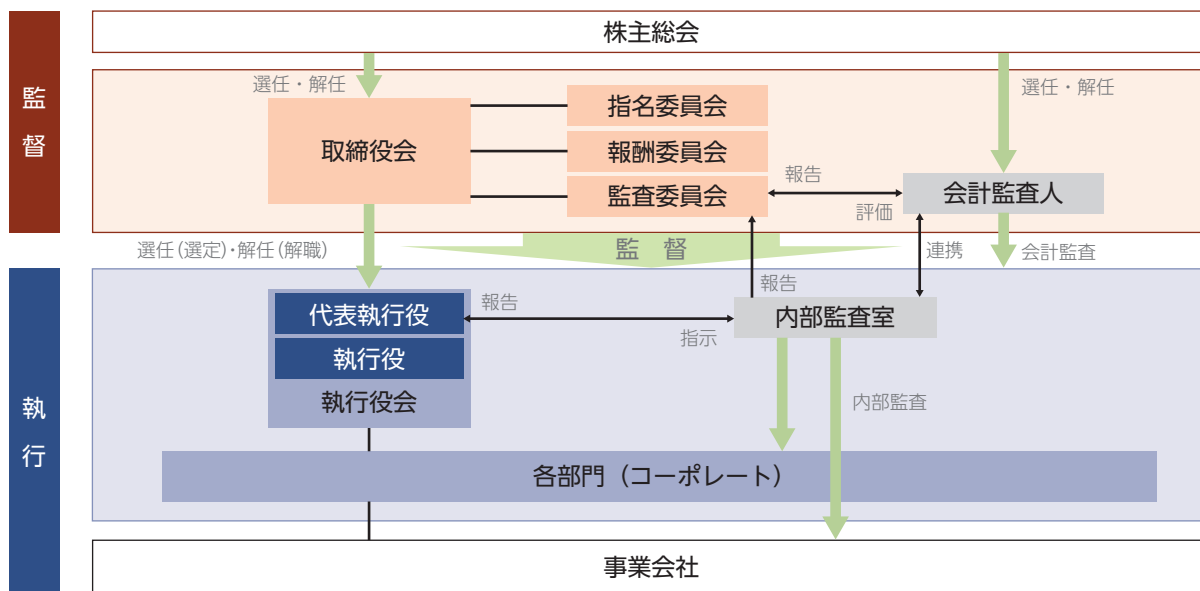
## 8 コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

### (1) 基本的な考え方

当社グループは、企業活動の透明性を確保し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組むことで、コーポレート・ガバナンス改革を推進しております。また、機関設計として指名委員会等設置会社を採用しています。

顧客・従業員・株主／投資家・取組先・地域社会・コミュニティといったステークホルダーとの良好な関係を構築するため、コーポレート・ガバナンスの在り方の検証を行い、適宜必要な改善を図っております。

### (2) コーポレート・ガバナンスの体制



### (3) 取締役会、法定3委員会体制および活動状況等について

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会  | 【役割】 グループの大局的な方向付け、業務執行に対する監督・モニタリング                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|       | <p>【2022年度の活動状況】</p> <p>■議長<br/>橋本取締役</p> <p>■人数と構成<br/>10名<br/>[内、社外取締役<br/>6名 (60%)]</p> <p>■開催回数・出席率<br/>12回<br/>100%</p> <p>■主な議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法、定款などで定められた決議・報告事項</li> <li>・グループ企業理念の再構築の議論</li> <li>・中期経営計画や重要な業務執行のモニタリング</li> <li>・内部統制システムのモニタリング</li> </ul>         |
| 指名委員会 | 【役割】 役員の「指名」に関する審議や意思決定                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|       | <p>【2022年度の活動状況】</p> <p>■委員長<br/>飯島取締役</p> <p>■人数と構成<br/>5名<br/>[内、社外取締役<br/>4名 (80%)]</p> <p>■開催回数・出席率<br/>10回<br/>100%</p> <p>■主な議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社長CEOの再任可否および後継者計画審議</li> <li>・取締役候補者の決定</li> <li>・委員会委員・執行役などの役員人事案審議</li> </ul>                                            |
| 報酬委員会 | 【役割】 役員の「報酬」に関する審議や意思決定                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|       | <p>【2022年度の活動状況】</p> <p>■委員長<br/>土井取締役</p> <p>■人数と構成<br/>3名<br/>[全員社外取締役<br/>(100%)]</p> <p>■開催回数・出席率<br/>8回<br/>100%</p> <p>■主な議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員の報酬に関する審議や意思決定</li> <li>・業績連動報酬・非金銭報酬などのインセンティブ制度についての検討および決定</li> </ul>                                                      |
| 監査委員会 | 【役割】 執行役および取締役の職務執行の監査、内部統制システムの状況の監査<br>会計監査人の選解任等に関する株主総会提出議案の内容の決定                                                                                                                                                                                                                                          |
|       | <p>【2022年度の活動状況】</p> <p>■委員長<br/>赤松取締役</p> <p>■人数と構成<br/>5名<br/>[内、社外取締役<br/>3名 (60%)]</p> <p>■開催回数・出席率<br/>17回<br/>100%</p> <p>■主な議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査方針および監査計画の策定</li> <li>・リスクマネジメントに関する報告</li> <li>・内部監査室からの報告</li> <li>・会計監査人からの報告</li> <li>・執行部門に対する業務執行状況のヒアリング</li> </ul> |

#### **(4) 取締役会・法定3委員会以外の活動について**

当社では取締役会実効性向上の一環として、「社外取締役ミーティング」や「非業務執行取締役ミーティング」および社外取締役と代表執行役社長CEOとの間での意見交換の機会を定期的に設けるなど、当社グループの経営課題や目指すべき方向性等について幅広くディスカッションを行っております。また、社外取締役を対象とした、当社に対する課題認識促進等のためのサポートや、戦略上重要な拠点の視察による経営計画の進捗と課題の確認機会を提供し、当社グループへの理解促進や役員間でのコミュニケーション向上に役立てています。

#### **(5) 業務執行機構**

取締役会で選任・選定された執行役は、取締役会で定められた職務の分掌および指揮命令関係に基づき委任を受けたチーフオフィサーの役割を担い、業務執行の決定と執行を行います。執行側の意思決定および審議の機関として「執行役会」を設置し、取締役会から権限委譲された事項を含むグループの重要事項に関して、審議と意思決定を行っております。

#### **(6) 取締役会実効性評価**

当社では、自己評価「アンケート」や「インタビュー」等により、取締役会の実効性に関する分析・評価を継続的に実施しており、当該分析・評価をもとに、役員間で複数回に渡り討議し、アクションプランの策定・実行を通じて、取締役会のさらなる実効性の向上を図っております。

取締役会の実効性を検討する際には、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、社外取締役である取締役会議長主導のもと、そのプロセスを設計しております。

## 【2022年度の実効性評価の取り組み】

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                  |              |             |            |              |                   |                  |              |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------|-------------|------------|--------------|-------------------|------------------|--------------|
| <p>プロセス</p>          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                  |              |             |            |              |                   |                  |              |
| <p>評価項目</p>          | <table border="1"> <tr> <td>①取締役会の役割・責務</td> <td>②取締役会の規模・構成</td> <td>③取締役会の運営・議論</td> <td>④取締役会の議題設定</td> </tr> <tr> <td>⑤社外取締役ミーティング</td> <td>⑥ステークホルダーとの建設的な対話</td> <td>⑦社外取締役に対するサポート体制</td> <td>⑧指名・報酬・監査委員会</td> </tr> </table>                                                                                                                                                                                                                                                  | ①取締役会の役割・責務      | ②取締役会の規模・構成  | ③取締役会の運営・議論 | ④取締役会の議題設定 | ⑤社外取締役ミーティング | ⑥ステークホルダーとの建設的な対話 | ⑦社外取締役に対するサポート体制 | ⑧指名・報酬・監査委員会 |
| ①取締役会の役割・責務          | ②取締役会の規模・構成                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ③取締役会の運営・議論      | ④取締役会の議題設定   |             |            |              |                   |                  |              |
| ⑤社外取締役ミーティング         | ⑥ステークホルダーとの建設的な対話                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ⑦社外取締役に対するサポート体制 | ⑧指名・報酬・監査委員会 |             |            |              |                   |                  |              |
| <p>評価結果</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●多くの設問項目で「十分できている」または「概ねできている」との回答が一定割合以上を占め、全設問の平均評点は、昨年度から改善しました。取締役会および指名・報酬・監査委員会の実効性が十分に確保されていることを確認しました。</li> <li>●特に「取締役会の運営・議論」の評点において大きな改善が見られ、議事の内容や開催頻度の改善、自由闊達で建設的な議論の実現等について、一定の評価と満足度が得られました。</li> <li>●一方で「取締役会の役割・責務」の評価については、「当社グループが百貨店の再生フェーズから展開フェーズ、結実フェーズとよりチャレンジングな方向へ進む中で、中期経営計画のモニタリング視点を進化させ、長期目線で議論を活性化させることが必要」との意見が出されました。</li> </ul>                                                                              |                  |              |             |            |              |                   |                  |              |
| <p>運用方針とアクションプラン</p> | <p>評価結果を受け、社外取締役間、社内取締役・執行役員間、取締役会での討議を通じ、次年度の運営方針とアクションプランを以下の通りいたしました。</p> <p>&lt;運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●取締役会のモニタリングを更に進化させ、執行による適切ナリスクテイクを支える環境を整える</li> <li>●当社の将来に関する長期目線の議論を行うことを通じて、次期中期経営計画の方向付けを実現する</li> </ul> <p>&lt;アクションプラン&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①グループの大局的な方向付け（長期目線での議論）</li> <li>②業務執行に対する監督・モニタリング（モニタリングポイントの明確化）</li> <li>③指名・報酬・監査委員会の実効性向上（取締役会と各委員会の連携）</li> <li>④運営やサポートの継続的な改善（社外取締役サポートの充実）</li> </ol> |                  |              |             |            |              |                   |                  |              |

（注記）本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨てております。また、比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

# 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額               |
|-----------------|------------------|
| <b>資産の部</b>     | <b>1,217,308</b> |
| <b>流動資産</b>     | <b>287,735</b>   |
| 現金及び預金          | 105,692          |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 133,922          |
| 有価証券            | 859              |
| 棚卸資産            | 25,983           |
| その他             | 25,544           |
| 貸倒引当金           | △4,266           |
| <b>固定資産</b>     | <b>929,517</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>703,470</b>   |
| 建物及び構築物         | 149,007          |
| 土地              | 528,032          |
| 建設仮勘定           | 8,619            |
| 使用権資産           | 2,167            |
| その他             | 15,643           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>51,052</b>    |
| ソフトウェア          | 17,334           |
| のれん             | 10,332           |
| その他             | 23,386           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>174,993</b>   |
| 投資有価証券          | 120,864          |
| 長期貸付金           | 80               |
| 差入保証金           | 40,624           |
| 退職給付に係る資産       | 3,538            |
| 繰延税金資産          | 4,249            |
| その他             | 5,816            |
| 貸倒引当金           | △181             |
| <b>繰延資産</b>     | <b>55</b>        |
| 社債発行費           | 55               |
| <b>合計</b>       | <b>1,217,308</b> |

| 科目                 | 金額               |
|--------------------|------------------|
| <b>負債の部</b>        | <b>664,788</b>   |
| <b>流動負債</b>        | <b>403,709</b>   |
| 支払手形及び買掛金          | 104,802          |
| 1年内償還予定の社債         | 10,000           |
| 短期借入金              | 26,568           |
| コマーシャル・ペーパー        | 40,000           |
| 未払法人税等             | 4,969            |
| 契約負債               | 100,386          |
| 商品券                | 25,054           |
| 賞与引当金              | 10,423           |
| ポイント引当金            | 2,103            |
| 商品券回収損引当金          | 14,523           |
| その他                | 64,876           |
| <b>固定負債</b>        | <b>261,079</b>   |
| 社債                 | 20,000           |
| 長期借入金              | 68,300           |
| 繰延税金負債             | 118,027          |
| 退職給付に係る負債          | 33,470           |
| 関係会社事業損失引当金        | 9                |
| 持分法適用に伴う負債         | 3,520            |
| その他                | 17,752           |
| <b>純資産の部</b>       | <b>552,519</b>   |
| <b>株主資本</b>        | <b>519,434</b>   |
| 資本金                | 51,276           |
| 資本剰余金              | 323,609          |
| 利益剰余金              | 162,708          |
| 自己株式               | △18,159          |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>26,685</b>    |
| その他有価証券評価差額金       | 5,514            |
| 繰延ヘッジ損益            | 2                |
| 為替換算調整勘定           | 20,931           |
| 退職給付に係る調整累計額       | 237              |
| <b>新株予約権</b>       | <b>886</b>       |
| <b>非支配株主持分</b>     | <b>5,512</b>     |
| <b>合計</b>          | <b>1,217,308</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

# 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨<ご参考>

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

|                        |                | (単位：百万円)      |  |                          |         | (単位：百万円) |  |
|------------------------|----------------|---------------|--|--------------------------|---------|----------|--|
| 科目                     | 金額             |               |  | 科目                       | 金額      |          |  |
| <b>売上高</b>             | <b>487,407</b> |               |  | 営業活動によるキャッシュ・フロー         | 66,301  |          |  |
| 売上原価                   | 200,857        |               |  | 投資活動によるキャッシュ・フロー         | △27,026 |          |  |
| 売上総利益                  | 286,550        |               |  | 財務活動によるキャッシュ・フロー         | △16,198 |          |  |
| 販売費及び一般管理費             | 256,943        |               |  | 現金及び現金同等物に係る換算差額         | 1,489   |          |  |
| <b>営業利益</b>            | <b>29,606</b>  |               |  | 現金及び現金同等物の増減額            | 24,565  |          |  |
| 営業外収益                  |                |               |  | 現金及び現金同等物の期首残高           | 84,472  |          |  |
| 受取利息及び受取配当金            | 972            |               |  | 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 | 1       |          |  |
| 持分法による投資利益             | 1,801          |               |  | 現金及び現金同等物の期末残高           | 109,039 |          |  |
| その他                    | 1,762          | 4,536         |  |                          |         |          |  |
| 営業外費用                  |                |               |  |                          |         |          |  |
| 支払利息                   | 776            |               |  |                          |         |          |  |
| 固定資産除却損                | 1,218          |               |  |                          |         |          |  |
| 商品券回収損引当金繰入額           | 252            |               |  |                          |         |          |  |
| その他                    | 1,878          | 4,126         |  |                          |         |          |  |
| <b>経常利益</b>            | <b>30,017</b>  |               |  |                          |         |          |  |
| 特別利益                   |                |               |  |                          |         |          |  |
| 段階取得に係る差益              | 3,810          | 3,810         |  |                          |         |          |  |
| 特別損失                   |                |               |  |                          |         |          |  |
| 減損損失                   | 4,969          |               |  |                          |         |          |  |
| 店舗閉鎖損失                 | 649            |               |  |                          |         |          |  |
| 事業構造改善費用               | 66             |               |  |                          |         |          |  |
| 新型コロナウイルス感染症による損失      | 315            | 5,999         |  |                          |         |          |  |
| 税金等調整前当期純利益            |                | 27,827        |  |                          |         |          |  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 6,125          |               |  |                          |         |          |  |
| 法人税等調整額                | △10,668        | △4,542        |  |                          |         |          |  |
| 当期純利益                  |                | 32,370        |  |                          |         |          |  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失        |                | 7             |  |                          |         |          |  |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |                | <b>32,377</b> |  |                          |         |          |  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目                   | 株主資本   |         |         |         |         |
|----------------------|--------|---------|---------|---------|---------|
|                      | 資本金    | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自己株式    | 株主資本合計  |
| 当期首残高                | 51,162 | 323,812 | 134,558 | △18,364 | 491,168 |
| 当期変動額                |        |         |         |         |         |
| 新株の発行                | 114    | 114     | －       | －       | 229     |
| 剰余金の配当               | －      | －       | △4,198  | －       | △4,198  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      | －      | －       | 32,377  | －       | 32,377  |
| 自己株式の取得              | －      | －       | －       | △7      | △7      |
| 自己株式の処分              | －      | △25     | －       | 212     | 186     |
| 連結及び持分法適用範囲の変更       | －      | －       | △29     | －       | △29     |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | －      | △292    | －       | －       | △292    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)  | －      | －       | －       | －       | －       |
| 当期変動額合計              | 114    | △203    | 28,149  | 204     | 28,265  |
| 当期末残高                | 51,276 | 323,609 | 162,708 | △18,159 | 519,434 |

(単位：百万円)

| 科目                   | その他の包括利益累計額  |         |          |              |               | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計   |
|----------------------|--------------|---------|----------|--------------|---------------|-------|---------|---------|
|                      | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |         |         |
| 当期首残高                | 5,450        | 43      | 15,501   | △367         | 20,627        | 1,115 | 4,748   | 517,660 |
| 当期変動額                |              |         |          |              |               |       |         |         |
| 新株の発行                | －            | －       | －        | －            | －             | －     | －       | 229     |
| 剰余金の配当               | －            | －       | －        | －            | －             | －     | －       | △4,198  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      | －            | －       | －        | －            | －             | －     | －       | 32,377  |
| 自己株式の取得              | －            | －       | －        | －            | －             | －     | －       | △7      |
| 自己株式の処分              | －            | －       | －        | －            | －             | －     | －       | 186     |
| 連結及び持分法適用範囲の変更       | －            | －       | －        | －            | －             | －     | －       | △29     |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | －            | －       | －        | －            | －             | －     | －       | △292    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)  | 64           | △41     | 5,430    | 604          | 6,057         | △229  | 764     | 6,592   |
| 当期変動額合計              | 64           | △41     | 5,430    | 604          | 6,057         | △229  | 764     | 34,858  |
| 当期末残高                | 5,514        | 2       | 20,931   | 237          | 26,685        | 886   | 5,512   | 552,519 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 37社

#### (2) 主要な連結子会社の名称

(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)静岡伊勢丹、(株)新潟三越伊勢丹、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越、伊勢丹(中国)投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン オブ ジャパン Sdn.Bhd.、米国三越INC.、(株)エムアイカード

当連結会計年度において、(株)伊勢丹会館は重要性が増したため、また、(株)エムアイフーズスタイルは株式の追加取得により連結の範囲に含めております。

#### (3) 主要な非連結子会社の名称

(株)レオテックス、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)愛生、(株)ファッションヘッドライン、(株)レオマート

#### (4) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 7社

新光三越百貨股份有限公司、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエムクローバーCo.,Ltd.、新宿サブナード(株)、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社、仁恒伊勢丹商業有限公司

当連結会計年度において、(株)エムアイフーズスタイルは、株式の追加取得により持分法適用の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法非適用会社の名称および持分法を適用しない理由

持分法非適用会社(サカエチカマチ(株)他)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。



(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール) L t d.、イセタン(タイランド) C o. , L t d.、イセタン オブ ジャパン S d n. B h d.、米国三越 I N C.、イタリア三越 S. r. l.、イセタンミツコシ(イタリア) S. r. l.の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

商品

主として売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他

主として先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

主として定額法

無形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未使用額に対し、過去の使用実績率等に基づき、将来の使用見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

他社でも利用可能な全国百貨店共通商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社グループは、持株会社体制のもと、百貨店業を中心として、金融・クレジット・友の会業、不動産業等の事業を展開しております。セグメント別の収益の計上基準等は以下のとおりです。

#### (百貨店業)

##### ①商品の販売に係る収益認識

百貨店業においては、衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、EC等による商品の販売については、商品の納品時に商品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間が通常の間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、消化仕入に係る収益については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

##### ②自社ポイント制度に係る収益認識

百貨店業においては、エムアイカードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

##### ③商品券に係る収益認識

百貨店業においては、自社で発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

#### (クレジット・金融・友の会業)

クレジット・金融・友の会業においては、クレジットカードの発行と運営等を行っており、会員からの年会費、百貨店及び外部加盟店からの手数料を主な収益として認識しております。年会費については、年会費の対象となる期間の時の経過に応じて収益を認識しております。手数料については、契約に定める料率等に基づき、クレジットカード等の使用に応じて収益を認識しております。

(不動産業)

不動産業においては、建装・デザイン事業を行っており、工事契約の履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

②重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引

ヘッジ対象 外貨建営業債務、借入金の支払金利

ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

③退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

#### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として7～11年）による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～11年）による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

#### ④のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、13年間の均等償却を行っております。

#### ⑤グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

#### [会計方針の変更に関する注記]

##### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

#### [表示方法の変更]

##### (連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「固定資産受贈益」は、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

[会計上の見積りに関する注記]

## 1. 国内百貨店事業における固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|      |          |      |            |
|------|----------|------|------------|
| 減損損失 | 4,237百万円 | 固定資産 | 599,277百万円 |
|------|----------|------|------------|

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

### ①算出方法

当社グループでは、主要な事業として百貨店業を営んでおり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。

回収可能価額が使用価値の場合、割引前将来キャッシュ・フローは翌年度の予算を基礎に、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に引き下げられ、感染前の日常生活を取り戻しつつあるものの、エネルギー価格や物価の高騰など、引き続き将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた外部の不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

### ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の回復見通しであります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部専門家の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の回復見通しについては、外部団体の国際輸送予測情報を基に、その回復予測の範囲内で新型コロナウイルス感染症の影響からの回復度合いを考慮して、インバウンド需要が回復するものと仮定しております。

### ③翌年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前） 34,226百万円

これは、主にグループ通算制度を適用している会社（以下「グループ通算制度適用会社」という。）において計上されております。

### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測されるグループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りに基づき、見積可能期間3年で繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

グループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りは、翌年度の予算を基礎に、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に引き下げられ、感染前の日常生活を取り戻しつつあるものの、エネルギー価格や物価の高騰など、引き続き将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

#### ②主要な仮定

グループ通算制度適用会社の将来課税所得の見積りににおける主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の回復見通しであります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部調査機関の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の回復見通しについては、外部業界団体の国際輸送予測情報を基に、その回復予測の範囲内で新型コロナウイルス感染症の影響からの回復度合いを考慮して、インバウンド需要が回復するものと仮定しております。

#### ③翌年度の連結計算書類に与える影響

予測されるグループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りにについては、昨今の不確実性の高い経済環境を鑑み、外部情報を含めて入手可能な情報を利用するとともに、将来の不確実性に対処すべく3年間の見積可能期間において弾力性のある見積りを行っております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、翌年度において繰延税金資産計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 3. (株)エムアイフードスタイルに係るのれんの減損の兆候に関する判断

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 10,332百万円

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①算出方法

当該のれんを含む固定資産の減損の兆候に関する判断は、資産グループにのれんを加えたより大きな単位で行っております。

当該のれんは、当該会社の将来の超過収益力に基づき計上しております。のれんの償却期間については、企業結合の対価の算定基礎とした投資の合理的な回収期間に基づいて決定しており、その効果の発現する期間にわたって定期的に償却しておりますが、営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスとなっている場合や経営環境の著しい悪化が生じた場合など、当該会社の超過収益力が毀損して減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

なお、当連結会計年度においては、取得時における事業計画と実績の比較分析や来期予算を含む将来事業計画の検討により、減損の兆候の有無を検討した結果、当該会社ののれんに減損の兆候はないと判断しております。

##### ②主要な仮定

将来事業計画に用いた主要な仮定は、P B商品強化による売上成長及び新規出店による成長戦略であります。

P B商品強化による売上成長については、当該会社の強みである顧客基盤と独自性の強い商品開発力を活かしたP B商品の販売拡大により、売上が成長すると仮定しております。

新規出店による成長戦略については、将来の事業計画においてスーパーマーケット店舗の継続した新規出店を予定しており、新規出店を実現することでスーパーマーケット事業の売上が拡大成長するものと仮定しております。

##### ③翌年度の連結計算書類に与える影響

将来事業計画に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、のれんを含む資産グループにおいて減損の兆候があると認められ、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。



[連結貸借対照表に関する注記]

|                                                            |              |
|------------------------------------------------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                          | 370,509百万円   |
| 2. 偶発債務                                                    |              |
| 保証債務等                                                      |              |
| 従業員住宅ローン保証                                                 | 27百万円        |
| 関係会社借入金等債務保証                                               |              |
| (株)ジェイアール西日本伊勢丹                                            | (注) 5,923百万円 |
| 仁恒伊勢丹商業有限公司                                                | (注) 130百万円   |
| 保証債務等合計                                                    | 6,081百万円     |
| (注) 上記金額については、債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しております。 |              |
| 3. 棚卸資産の内訳                                                 |              |
| 商品                                                         | 24,644百万円    |
| 製品                                                         | 401百万円       |
| 仕掛品                                                        | 332百万円       |
| 原材料及び貯蔵品                                                   | 606百万円       |
| 棚卸資産合計                                                     | 25,983百万円    |

[連結損益計算書に関する注記]

#### 1. 減損損失

当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

##### (1) 減損損失を認識した資産グループの概要

| 用途  | 種類      | 減損損失<br>(百万円) | 場所                |
|-----|---------|---------------|-------------------|
| 店舗  | 土地      | 1,189         | 松山三越（愛媛県松山市）      |
|     | 建物及び構築物 | 1,921         |                   |
|     | その他     | 124           |                   |
| 店舗  | 建物及び構築物 | 464           | 中小型店舗（神奈川県横浜市 他）  |
|     | その他     | 52            |                   |
| 店舗  | 建物及び構築物 | 16            | シンガポール伊勢丹（シンガポール） |
|     | 使用権資産   | 276           |                   |
|     | その他     | 79            |                   |
| 店舗  | 建物及び構築物 | 229           | 伊勢丹立川店（東京都立川市）    |
|     | その他     | 30            |                   |
| 店舗  | 建物及び構築物 | 125           | 福岡三越（福岡県福岡市）      |
|     | その他     | 83            |                   |
| 店舗  | 建物及び構築物 | 17            | 広島三越（広島県広島市） 他    |
|     | その他     | 8             |                   |
| その他 | 建物及び構築物 | 353           | 東京都中央区 他          |
|     | ソフトウエア  | 1             |                   |
|     | その他     | 27            |                   |
|     | 合計      | 5,002         |                   |

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、33百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

##### (2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

##### (3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

##### (4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約7%～9%で割り引いて算定しております。

## 2. 事業構造改善費用

(株)広島三越、(株)高松三越のネクストキャリア制度の実施に伴う費用等であります。

## 3. 新型コロナウイルス感染症による損失

当社の在外連結子会社において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を背景とした現地政府等の要請を受け、店舗を臨時休業したことにより発生した固定費等（人件費、地代家賃、減価償却費等）であります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 396,931,154株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金の支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2022年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,907           | 5.00            | 2022年3月31日 | 2022年6月28日  |
| 2022年11月11日<br>取締役会  | 普通株式  | 2,290           | 6.00            | 2022年9月30日 | 2022年12月12日 |

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2023年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

| 決議                   | 株式の種類    | 配当の<br>原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|----------|-----------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2023年6月20日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式 | 利益<br>剰余金 | 3,055           | 8.00            | 2023年3月31日 | 2023年6月21日 |

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数
- |      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 781,000株 |
|------|----------|

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金および高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入および短期社債（コマーシャル・ペーパー）、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスクおよび借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約および当座借越契約により十分な手許流動性を確保しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 項目              | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|-----------------|------------|---------|--------|
| (1)有価証券及び投資有価証券 |            |         |        |
| ①満期保有目的の債券      | 2,572      | 2,627   | 54     |
| ②その他有価証券        | 23,598     | 23,598  | －      |
| (2)差入保証金        | 40,624     | 38,880  | △1,744 |
| 資産計             | 66,796     | 65,106  | △1,689 |
| (1)社債           | 30,000     | 29,825  | △175   |
| (2)長期借入金        | 87,800     | 86,907  | △892   |
| 負債計             | 117,800    | 116,732 | △1,067 |
| デリバティブ取引        | 2          | 2       | －      |

(注1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「コマーシャル・ペーパー」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(注2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は95,220百万円であります。

(注4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の時価は上記に含めておりません。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の連結貸借対照表計上額は、332百万円であります。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分           | 時価 (百万円) |      |      |        |
|--------------|----------|------|------|--------|
|              | レベル1     | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 有価証券及び投資有価証券 |          |      |      |        |
| その他有価証券      |          |      |      |        |
| 株式           | 23,598   | —    | —    | 23,598 |
| デリバティブ取引     | —        | 2    | —    | 2      |
| 資産計          | 23,598   | 2    | —    | 23,601 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分           | 時価 (百万円) |         |        |         |
|--------------|----------|---------|--------|---------|
|              | レベル1     | レベル2    | レベル3   | 合計      |
| 有価証券及び投資有価証券 |          |         |        |         |
| 満期保有目的の債券    | —        | 2,627   | —      | 2,627   |
| 差入保証金        | —        | —       | 38,880 | 38,880  |
| 資産計          | —        | 2,627   | 38,880 | 41,507  |
| 社債           | —        | 29,825  | —      | 29,825  |
| 長期借入金        | —        | 86,907  | —      | 86,907  |
| 負債計          | —        | 116,732 | —      | 116,732 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している公社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債は市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

### 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。観察できない時価の算定に係るインプットである、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを使用して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっており、金利スワップは市場金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。長期借入金は金利スワップの特例処理の対象として当該金利スワップと一体として処理しており、レベル2の時価に分類しております。

### [賃貸等不動産に関する注記]

#### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。

#### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

|        | 連結貸借対照表計上額 | 当連結会計年度末の時価 |
|--------|------------|-------------|
| 賃貸等不動産 | 116,071    | 190,291     |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

|                       |         | 報告セグメント |               |         |          | その他      | 合計       |
|-----------------------|---------|---------|---------------|---------|----------|----------|----------|
|                       |         | 百貨店業    | クレジット・金融・友の会業 | 不動産業    | 計        |          |          |
| 三越伊勢丹                 | 伊勢丹新宿本店 | 136,897 | -             | -       | 136,897  | -        | 136,897  |
|                       | 三越日本橋本店 | 57,684  | -             | -       | 57,684   | -        | 57,684   |
|                       | 三越銀座店   | 28,153  | -             | -       | 28,153   | -        | 28,153   |
|                       | 伊勢丹浦和店  | 11,808  | -             | -       | 11,808   | -        | 11,808   |
|                       | 伊勢丹立川店  | 11,530  | -             | -       | 11,530   | -        | 11,530   |
| 岩田屋三越                 | 岩田屋本店   | 26,436  | -             | -       | 26,436   | -        | 26,436   |
| 名古屋三越                 | 名古屋三越栄店 | 14,720  | -             | -       | 14,720   | -        | 14,720   |
| 新潟三越伊勢丹               | 新潟伊勢丹店  | 14,830  | -             | -       | 14,830   | -        | 14,830   |
| その他店舗                 |         | 101,408 | -             | -       | 101,408  | -        | 101,408  |
| クレジット・金融・友の会業         |         | -       | 27,726        | -       | 27,726   | -        | 27,726   |
| 不動産業                  |         | -       | -             | 13,272  | 13,272   | -        | 13,272   |
| その他                   |         | -       | -             | -       | -        | 77,685   | 77,685   |
| 顧客との契約から生じる収益         |         | 403,470 | 27,726        | 13,272  | 444,468  | 77,685   | 522,154  |
| その他の収益                |         | 12,549  | 3,097         | 7,245   | 22,893   | 42       | 22,935   |
| セグメント間の内部売上高<br>又は振替高 |         | △ 2,674 | △ 12,708      | △ 2,909 | △ 18,291 | △ 39,391 | △ 57,683 |
| 外部顧客への売上高             |         | 413,346 | 18,115        | 17,608  | 449,070  | 38,337   | 487,407  |

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]の4.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。



3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下の通りであります。

(単位：百万円)

|               | 当連結会計年度期首残高<br>(2022年4月1日) | 当連結会計年度期末残高<br>(2023年3月31日) |
|---------------|----------------------------|-----------------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 120,324                    | 133,285                     |
| 契約資産          | 600                        | 636                         |
| 契約負債          | 99,067                     | 100,386                     |

契約負債は主に、当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2023年3月31日現在、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は80,983百万円であり、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて主に今後1年から7年の間で収益を認識することを見込んでおります。また、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は6,278百万円であり、当該残存履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

[1 株当たり情報に関する注記]

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,430円07銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 84円82銭    |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 関口 | 依里 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 衣川 | 清隆 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 吉田 | 一則 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     | <b>744,285</b> |
| <b>流動資産</b>     | <b>194,070</b> |
| 現金及び預金          | 84,464         |
| 関係会社短期貸付金       | 111,821        |
| 未収還付法人税等        | 1,812          |
| 未収収益            | 8,054          |
| その他             | 1,281          |
| 貸倒引当金           | △13,364        |
| <b>固定資産</b>     | <b>550,159</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3</b>       |
| 器具及び備品          | 3              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>5</b>       |
| ソフトウェア          | 5              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>550,150</b> |
| 投資有価証券          | 1,247          |
| 関係会社株式          | 460,111        |
| 関係会社長期貸付金       | 88,300         |
| 繰延税金資産          | 487            |
| その他             | 3              |
| <b>繰延資産</b>     | <b>55</b>      |
| 社債発行費           | 55             |
| <b>合計</b>       | <b>744,285</b> |

| 科目           | 金額             |
|--------------|----------------|
| <b>負債の部</b>  | <b>288,889</b> |
| <b>流動負債</b>  | <b>193,107</b> |
| 1年内償還予定の社債   | 10,000         |
| 短期借入金        | 24,200         |
| 関係会社短期借入金    | 115,165        |
| コマーシャル・ペーパー  | 40,000         |
| 未払金          | 1,241          |
| 未払費用         | 1,774          |
| 賞与引当金        | 95             |
| 未払法人税等       | 354            |
| その他          | 277            |
| <b>固定負債</b>  | <b>95,781</b>  |
| 社債           | 20,000         |
| 長期借入金        | 68,300         |
| 関係会社事業損失引当金  | 4,284          |
| 債務保証損失引当金    | 3,197          |
| <b>純資産の部</b> | <b>455,395</b> |
| <b>株主資本</b>  | <b>454,509</b> |
| 資本金          | 51,276         |
| 資本剰余金        | 397,813        |
| 資本準備金        | 19,624         |
| その他資本剰余金     | 378,189        |
| <b>利益剰余金</b> | <b>23,581</b>  |
| その他利益剰余金     | 23,581         |
| 繰越利益剰余金      | 23,581         |
| 自己株式         | △18,162        |
| 新株予約権        | 886            |
| <b>合計</b>    | <b>744,285</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額    |               |
|-----------------|-------|---------------|
| <b>営業収益</b>     |       |               |
| 受取配当金           | 9,560 |               |
| 経営指導料           | 7,407 |               |
| 役務収益            | 1,027 | <b>17,994</b> |
| 販売費及び一般管理費      |       | 8,342         |
| <b>営業利益</b>     |       | <b>9,652</b>  |
| <b>営業外収益</b>    |       |               |
| 受取利息            | 1,152 |               |
| その他             | 26    | 1,178         |
| <b>営業外費用</b>    |       |               |
| 支払利息            | 1,076 |               |
| その他             | 1,607 | 2,683         |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>8,146</b>  |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>8,146</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 149   |               |
| 法人税等調整額         | △108  | 40            |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>8,106</b>  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目                   | 株主資本   |        |              |             |                             |             |
|----------------------|--------|--------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|
|                      | 資本金    | 資本剰余金  |              |             | 利益剰余金                       |             |
|                      |        | 資本準備金  | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 当期首残高                | 51,162 | 19,510 | 378,214      | 397,724     | 19,673                      | 19,673      |
| 当期変動額                |        |        |              |             |                             |             |
| 新株の発行                | 114    | 114    | —            | 114         | —                           | —           |
| 剰余金の配当               | —      | —      | —            | —           | △4,198                      | △4,198      |
| 当期純利益                | —      | —      | —            | —           | 8,106                       | 8,106       |
| 自己株式の取得              | —      | —      | —            | —           | —                           | —           |
| 自己株式の処分              | —      | —      | △25          | △25         | —                           | —           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | —      | —      | —            | —           | —                           | —           |
| 当期変動額合計              | 114    | 114    | △25          | 89          | 3,908                       | 3,908       |
| 当期末残高                | 51,276 | 19,624 | 378,189      | 397,813     | 23,581                      | 23,581      |

(単位：百万円)

| 科目                   | 株主資本    |         | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計   |
|----------------------|---------|---------|------------------|----------------|-------|---------|
|                      | 自己株式    | 株主資本合計  | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |       |         |
| 当期首残高                | △18,367 | 450,192 | —                | —              | 1,115 | 451,308 |
| 当期変動額                |         |         |                  |                |       |         |
| 新株の発行                | —       | 229     | —                | —              | —     | 229     |
| 剰余金の配当               | —       | △4,198  | —                | —              | —     | △4,198  |
| 当期純利益                | —       | 8,106   | —                | —              | —     | 8,106   |
| 自己株式の取得              | △7      | △7      | —                | —              | —     | △7      |
| 自己株式の処分              | 212     | 186     | —                | —              | —     | 186     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | —       | —       | —                | —              | △229  | △229    |
| 当期変動額合計              | 204     | 4,316   | —                | —              | △229  | 4,087   |
| 当期末残高                | △18,162 | 454,509 | —                | —              | 886   | 455,395 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

### 2. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

#### 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

#### 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

### 3. 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社における顧客との契約により生じる収益は、主に子会社からの経営管理料となります。経営管理料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

## [会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## [会計上の見積りに関する注記]

### 1. (株)エムアイフードスタイルに係る関係会社株式の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|               |           |
|---------------|-----------|
| エムアイフードスタイル株式 | 12,059百万円 |
|---------------|-----------|

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式のため、当該会社の株式評価においては、関係会社株式の実質価額と帳簿価額を比較検討することにより、関係会社株式の評価損計上の要否を判断しております。関係会社株式の実質価額は、当該会社の純資産額に超過収益力を反映した金額で評価しており、超過収益力は将来の事業計画に基づき評価しております。

当事業年度においては、取得時における事業計画と実績の比較分析や来期予算を含む将来事業計画の検討により、超過収益力が毀損していることを示す事象は識別されず、実質価額の著しい低下はないと判断して、当該会社の関係会社株式について評価損を計上しておりません。

##### ②主要な仮定

関係会社株式の実質価額に反映している超過収益力は、将来の事業計画に基づき評価しており、当該事業計画に用いた主要な仮定について、詳細は連結注記表[会計上の見積りに関する注記] 3.(株)エムアイフードスタイルに係るのれんの減損の兆候に関する判断をご参照ください。

##### ③翌年度の計算書類に与える影響

将来事業計画に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、当該会社の関係会社株式の実質価額が著しく低下し、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。



[貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額 4百万円

保証債務

関係会社の借入金に対する債務保証

株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 5,923百万円

(注) 上記金額については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しています。

関係会社に対する短期金銭債権 8,399百万円

関係会社に対する短期金銭債務 2,733百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 17,993百万円

販売費及び一般管理費 894百万円

営業取引以外の取引高 1,757百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当期首株式数     | 増加     | 減少      | 当期末株式数     |
|-------|------------|--------|---------|------------|
| 普通株式  | 15,199,783 | 24,081 | 175,710 | 15,048,154 |

(注) (1) 増加は、単元未満株式の買取請求によるもの5,881株及び、譲渡制限付株式報酬として付与した自己株式の無償取得によるもの18,200株です。

(2) 減少は、単元未満株式の買取請求によるもの210株及び、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるもの175,500株です。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|             |            |
|-------------|------------|
| 賞与引当金       | 29百万円      |
| 未払費用        | 250百万円     |
| 未払事業税等      | 103百万円     |
| ストックオプション費用 | 200百万円     |
| 関係会社株式評価損   | 7,236百万円   |
| 関係会社事業損失引当金 | 1,311百万円   |
| 債務保証損失引当金   | 978百万円     |
| 貸倒引当金       | 4,092百万円   |
| 繰越欠損金       | 5,603百万円   |
| その他         | 281百万円     |
| 繰延税金資産小計    | 20,087百万円  |
| 評価性引当額      | △19,599百万円 |
| 繰延税金資産合計    | 487百万円     |

(注) グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性       | 会社等の名称               | 議決権等の<br>所有割合<br>(被所有)割 | 関連当事者<br>との関係          | 取引の内容                       | 取引金額         | 科目            | 期末残高   |
|----------|----------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------------|--------------|---------------|--------|
| 子会社      | 株式会社三越伊勢丹            | 直接 100%                 | 役員の兼任<br>経営管理等<br>資金貸借 | 経営管理料の受取<br>(注1)            | 6,962        | 未収収益          | 7,658  |
|          |                      |                         |                        | 経理業務委託料<br>(注1)             | 402          | -             |        |
|          |                      |                         |                        | 資金の受取(注2)                   | 34,427       | 関係会社<br>短期貸付金 | 55,200 |
|          |                      |                         |                        |                             |              | 関係会社<br>長期貸付金 | 88,300 |
|          |                      |                         |                        | 利息の受取(注3)                   | 818          | 未収収益          | 65     |
|          |                      |                         |                        | 資金の借入(注2)                   | 7,273        | 関係会社<br>短期借入金 | 7,273  |
|          |                      |                         |                        | 利息の支払<br>出向者人件費の立<br>替払(注4) | 10<br>3,577  | 未払費用          | 227    |
| 子会社      | 株式会社松山三越             | 直接 100%                 | 資金貸借                   | 資金の貸付(注2、<br>注5)            | 466          | 関係会社<br>短期貸付金 | 7,521  |
| 子会社      | 株式会社エムアイカード          | 直接 100%                 | 役員の兼任<br>資金貸借          | 資金の貸付(注2)<br>利息の受取(注3)      | 8,900<br>159 | 関係会社<br>短期貸付金 | 29,057 |
| 子会社      | 株式会社エムアイ友の会          | 間接 100%                 | 資金貸借                   | 資金の返済(注2)<br>利息の支払(注3)      | 3,640<br>494 | 関係会社<br>短期借入金 | 81,538 |
| 関連<br>会社 | 株式会社ジェイアール<br>西日本伊勢丹 | 直接 40%                  | 役員の兼任                  | 債務保証                        | 9,120        | 債務保証<br>損失引当金 | 3,197  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) (1) 経営管理料および経理業務委託料については、契約条件により決定しております。

(2) 資金の貸借については、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であります。

(3) 貸付金・借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(4) 株式会社三越伊勢丹が支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。

(5) 当該子会社への短期貸付金に対し、7,521百万円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度において466百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。当該子会社の債務超過額に対し、399百万円の関係会社事業損失引当金を計上しております。また、当事業年度において△77百万円の関係会社事業損失引当金繰入額を計上しております。

## 2.役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合  | 関連当事者との関係        | 取引の内容                 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----|------------|-----------------|------------------|-----------------------|------|----|------|
| 役員 | 細谷 敏幸      | (被所有)<br>直接0.0% | 当社取締役代表執行役社長 CEO | 金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 | 14   | -  | -    |

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

自己株式の処分価額は、2022年7月29日（本自己株処分の取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

### [収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、[重要な会計方針に係る事項に関する注記] の3.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

### [1株当たり情報に関する注記]

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,190円18銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 21円24銭    |

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 関口 | 依里 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 衣川 | 清隆 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 吉田 | 一則 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査委員会 監査報告書

## 監査報告書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第15期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

|      |               |       |
|------|---------------|-------|
| 株式会社 | 三越伊勢丹ホールディングス | 監査委員会 |
|      | 常勤監査委員        | 赤松 憲  |
|      | 常勤監査委員        | 石塚 由紀 |
|      | 監査委員          | 小山田 隆 |
|      | 監査委員          | 古川 英俊 |
|      | 監査委員          | 安藤 知子 |

(注) 監査委員 小山田 隆、古川 英俊、安藤 知子は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

## 当社ウェブサイトのご案内

当社が開示している情報につきましては、以下のURLまたはQRコードよりアクセスいただけます。  
本「招集ご通知」と併せ、当社の取り組みをご参照ください。

### ▶ 株主総会関連資料

招集ご通知  
決議ご通知 など

➤ **株主総会**をご覧ください。

アクセスはこちら ▶  
<https://www.imhds.co.jp/ja/ir/stockholder/meeting.html>



### ▶ IR関連資料

➤ **IR関連資料**をご覧ください。

アクセスはこちら ▶  
<https://www.imhds.co.jp/ja/ir/library/index.html>



### ▶ 決算関連資料

決算短信  
決算説明会資料 など

➤ **決算情報**  
**三越伊勢丹ホールディングス**  
をご覧ください。

アクセスはこちら ▶  
[https://www.imhds.co.jp/ja/ir/settlement/index\\_of\\_accounts.html](https://www.imhds.co.jp/ja/ir/settlement/index_of_accounts.html)



### ▶ その他IR資料

➤ **統合レポート**をご覧ください。

アクセスはこちら ▶  
<https://imhds.disclosure.site/ja/themes/136>



➤ **サステナビリティレポート**  
をご覧ください。

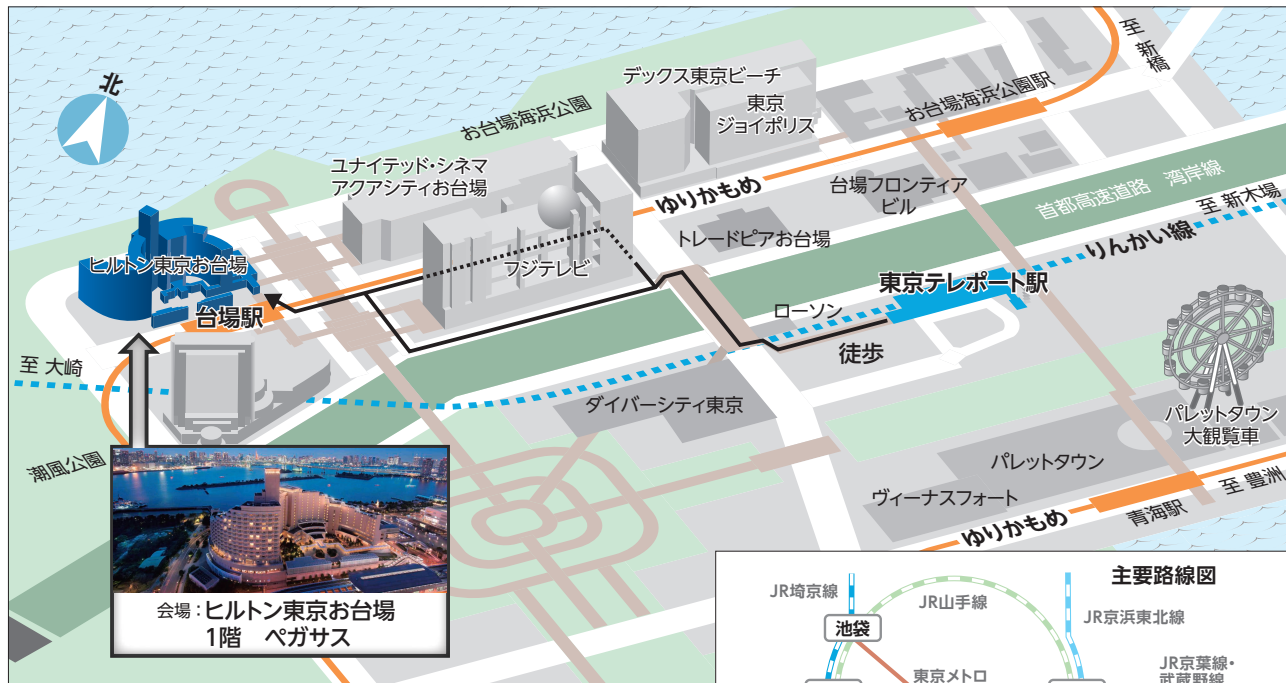
アクセスはこちら ▶  
<https://imhds.disclosure.site/ja/themes/217>





# 定時株主総会会場 ご案内図

会場 東京都港区台場一丁目9番1号  
ヒルトン東京お台場  
1階 ペガサス



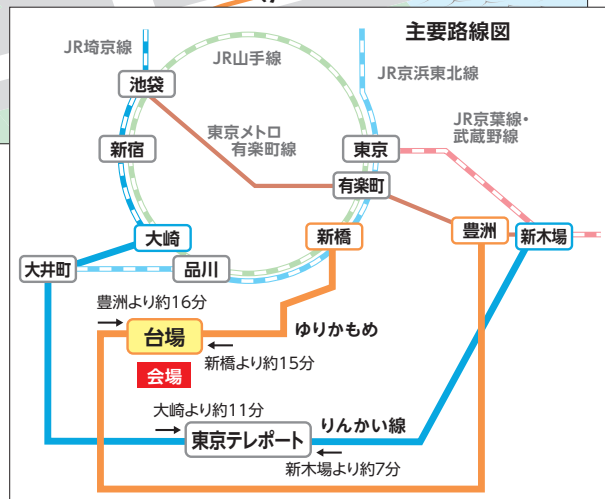
## 最寄駅

ゆりかもめ 台場駅直結 (改札を出て左にお進みください)  
りんかい線 東京テレポート駅より徒歩 約15分

**路線バス** 路線バスもご利用いただけます。

お台場レインボーバス (田町駅東口または品川駅港南口 (東口)  
→ヒルトン東京お台場下車)  
(所要時間20分から25分前後)

総会会場と東京テレポート駅との送迎バスは運行いたしません。



駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車・自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

## 【株主総会のお土産に関するお知らせ】

本株主総会におけるお土産の配布はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。